

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 2 ） （ 23. 1 定 ）			
日 時	平成 23 年 3 月 3 日（木）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 2 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	横田委員長、中島副委員長、秋元・鈴木・吹田・菊地・高橋・ 佐々木・大竹各委員		
説明員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、 産業港湾部参事、保健所長、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者 （会計管理者欠席）		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言ごあいさつ申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任させていただきました横田です。

我々は任期中最後の予算特別委員会になりますし、市長も最後ということでありまして、十分な審議をしていきたいと思います。微力ではありますが、副委員長ともども、公正にして円滑な委員会運営のために最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位をはじめ、市長、理事者の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、中島委員が選出されておりますことを報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、佐々木委員を御指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配付のとおり、審査日程が決定いたしましたことを報告いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

○経営管理部次長

本日付けでお手元に配付しました、病院事業会計の平成22年度から25年度収支推計についての説明をいたします。

この資料は、平成23年度予算の説明をするときに一般会計の繰出金についての推移をグラフで示しましたが、それを推計するために、病院局でだまかに試算をしたものでございます。項目としましては、22年度の最終予算と、今回計上している補正予算を含めた23年度予算、さらに、24年度推計、25年度推計と、22年度から25年度までの推計をしております。

縦の項目であります収益的収支、資本的収支については主なものをピックアップしております。その上で、一般会計繰入金について、22年度最終予算は27億3,500万円、23年度は17億3,400万円、24年度は17億100万円、25年度は17億2,200万円で地方財政法上の資金不足額を25年度末でゼロとする計画でございます。

23年度は予算どおりですが、24年度、25年度を推計するに当たりまして、まずは23年度の予算を基本とし、入院外来収益については一定の医師の補充を見込んでおります。また、給与費におきましては、定年退職者の増減の要素を加味しております。材料費につきましては、入院外来収益に連動した比率で計算しております。それから、経費につきましては、23年度予算金額をそのまま24年度、25年度に置いております。また、資本的収支におきましては、基本設計のあらましで示しました新市立病院の事業費の概数、概要がありますが、その数字を24年度、25年度ということによって一定程度の案分をして計上しております。

○委員長

これより総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

○菊地委員

◎土地取得事業特別会計からの借入れについて

財政問題についてお尋ねします。

28日の北野議員の代表質問に対する答弁で、他会計からの借入れについては、平成22年度末の残高はおよそ31億円、また、23年度当初予算において計上した8億8,000万円の借入れまで、返済が完了するのは平成38年度と答弁されています。これは、他会計からといいますか、水道や下水道のほか、各種基金からも相当借入れを行っている

と思いますが、基金からの借入れも入っているのでしょうか。

○(財政) 財政課長

先般の代表質問で答弁いたしましたのは、他会計からの借入れ分だけでありまして、これとは別に基金からの借入れがあり、そちらの平成22年度末の借入残高は約20億円で、返済が完了するのは、他会計からの借入れ分と同じ平成38年度を予定しております。

○菊地委員

基金からの借入れなのですが、平成23年度予算説明書にある土地取得事業特別会計についてお尋ねします。歳出のところで、土地開発基金費が本年度予算で348万7,000円となっています。これは、歳入歳出をあわせてどういった内容のものなのか、ちょっと御説明をお願いしたいと思います。

○(財政) 笹山主幹

土地取得事業特別会計の歳入歳出それぞれの内容でございますけれども、まず、財産収入の中にある利子及び配当金の344万5,000円については、他会計である一般会計が土地開発基金から長期の借入れをしております。それとあわせて、土地開発基金の繰替運用で1年間運用しており、それに係る利息の収入であります。それから、諸収入については、土地開発基金が持っております土地を一部貸し付けておりまして、その貸付けに係る貸付時の収入ということで4万2,000円です。これらの収入を合わせると348万7,000円になりますけれども、これを、全額、土地開発基金に積み立てるということで、歳出の基金積立金で同額を計上しております。

○菊地委員

こういうふうにして一般会計からの利子を新たに基金に積み上げるということなのですね。では、土地開発基金の目的と、そもそもこの原資は何だったのかについて御説明いただきたいのです。

○(財政) 財政課長

まず、土地開発基金の設置目的についてでありますけれども、小樽市土地開発基金条例の第1条にありますとおり、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、この基金を設置することとしております。

この基金設置の経過も含めて申し上げますと、昭和44年2月の自治省財務局長通知によりまして、当時の社会経済の著しい発展に伴い、国は、全国の自治体に土地開発基金の設置を求めた経緯があります。本市におきましても、その趣旨に沿って昭和44年12月に当該基金を設置したものと承知しております。また、その後、平成3年にも都心部を中心した急激な地価高騰を背景といたしまして、地方自治体が土地開発基金の活用により公有地の円滑な取得を図るよう、再度、国から通知があったものと承知しております。

また、基金積立ての原資についてでございますけれども、ただいま経過で説明した国からの通知の時期に合わせて、積立基金相当額の交付税措置がなされたものと承知しております。

○菊地委員

今、御説明がありました土地の先行取得状況と、先行取得した土地の利用状況についてお尋ねします。

○(財政) 財政課長

先行取得の状況についてでございますけれども、直近の例で申し上げますと、平成10年に公共施設用地として末広町1番2と1番10の宅地、合わせて約3,200平方メートルを約1,700万円で取得しております。同じく、売却につきまして、直近の例で申し上げますと、15年に塩谷1丁目の塩谷漁港施設用地の一部を当時の小樽土木現業所に113万円で売却しております。

○菊地委員

今、御説明いただいたように、平成10年以降は土地を取得していないのです。そうなりますと、今、実際にこの基金をどのように運用されているのか、お尋ねしたいと思います。

○(財政) 財政課長

基金の運用についてでございますけれども、この基金は地方自治法の規定に基づくいわゆる定額運用基金でありまして、その総額については条例の第2条で5億8,000万円とされておりますけれども、同条の第2項において、市長が認めるときは予算の定めるところにより積み増しをすることができるとなっておりますので、平成21年度末現在の基金総額につきましては約6億5,400万円となっておりますのでございます。

運用の内訳を申し上げますと、まず、土地が地籍約16万3,000平方メートル、金額にして約8,500万円、一般会計への貸付金が5億1,000万円、残りの5,900万円については条例の第4条第2項に基づきまして歳計現金に繰り替えて運用しているところでございます。

○菊地委員

今、御説明があったように、ほとんどが一般会計の長期借入れで運用していて、結局、その利子をまた基金に積立しているということなのです。基金を使って土地を取得する見通しとか、そういう必要性について、今後の見込みはあるのでしょうか。

○財政部長

今回、直近で申しますと、新しい共同調理場の土地取得をするわけですがけれども、起債がその部分に充てられるというふうに、今、財源措置も大分確立してきておりまして、昔のように、あらかじめ土地だけ先にお買しておくという状況ではないというふうに思っておりますので、土地開発公社もそうですけれども、当面、私どもとして予定のあるということは特にございません。

○菊地委員

全国的に、いろいろところで基金、それから土地開発公社のあり方について論議されていると思うのですが、基金を廃止して残った資金を一般会計の歳入とすれば、一般会計で借りることもなくなり、利子を払う必要もなくなると思うのです。現在も一般会計が必要なため、繰替運用し、銀行に利子を払っているわけではないので、むだな使い方をされてははいないのですけれども、こういう基金は廃止できないのでしょうか。

○財政部長

今、長期で資金を借りているわけですがけれども、その原資の償還に当たっては、平成26年度、27年度あたりから、一定程度、一般会計の公債費の償還が相当程度軽減される時期に合わせて返していこうかと思っておりますけれども、議員の御指摘のとおり、私どもとしても、当面、土地としての購入予定がないのであれば、この辺で一定程度の整理はしなければならないというふうにも考えておりまして、その時期も含めて慎重に検討していきたいと思っております。

○菊地委員

特別会計として残しておくべきなのかどうかということもありますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

◎就学援助について

次に、就学援助についてお尋ねしたいのですが、新年度予算のつくり方について御説明いただけますか。

○(教育) 学校教育課長

就学援助について、平成23年度の予算編成の考え方はけれども、これにつきましては例年同じ考え方で行っておりますけれども、新1年生につきましては過去3年間の平均をとって計上しております。小学校2年生から中学校3年生までは、学年進行と言いまして、22年度の数字を基にそのままスライドして計上しております。

○菊地委員

文部科学省では、2010年度から、これまでの項目に加えて、クラブ活動費、生徒会費やPTA会費の3項目を新たに就学援助の対象としたと伺ってございまして、そのための交付税措置もしたと言われているのですが、この3項目についても含まれた予算なのかどうかについてお尋ねしたいと思います。

○（教育）学校教育課長

今の 3 項目については、平成 22 年度から、国の要保護基準、就学援助の要保護基準について、補助の対象という形で上がっております。実際、その部分につきましては、平成 22 年度、それから今回の 23 年度の予算計上をしてございません。

○菊地委員

国の基準として価格も示されているのですけれども、小樽市の実際の P T A 会費だとか生徒会費といったものの基準との比較ではどうなのでしょう。

○（教育）学校教育課長

実際に今、数字的に把握しているのは、平成 21 年度に市内の小・中学校の P T A 会費の統計をとったことがございまして、それを見ますと、小学校、中学校平均で大体二千四、五百円となっております。今回の国の基準で、P T A 会費につきましては、小学校では 3,040 円、中学校では 3,960 円が予算単価になっておりまして、その補助額については 2 分の 1 となりますので、それぞれ小学校であれば 1,520 円、中学校は 1,980 円が補助の対象となります。これは要保護の部分だと思います。あと、中学校の部活動費ですとか生徒会費については、現状では把握はしておりません。

○菊地委員

実際、クラブについてはやっている子もやっていない子もいますし、小樽市内のクラブ活動費の実態をつかむのはなかなか難しいと思うのですが、P T A 会費だとか生徒会費、給食費なんかでも、滞納されているとか、きちんと払われているとか、そういうところの実態調査はされていますか。

○（教育）学校教育課長

P T A 会費の未納があるとか、そういった部分についての実態は把握してございません。P T A 会費になりますと、P T A 事務局の担当になると思いますが、その辺については、今後、P T A 事務局とも調整といいますか、実態を把握できるものがあればしたいと思っています。

○菊地委員

文部科学省が 3 項目を加えた社会的背景として、子供の貧困が非常に大変な状況になってきていることがあると思うのです。小樽市として、来たから加えて支給すべきだという機械的なものではないのですけれども、児童の状況をきちんと把握して、支給すべきかどうかを見極めていただきたいということを私は訴えたいのです。ぜひ実態調査の検討をお願いしたいと思います。

次に、要保護世帯と準要保護世帯の就学援助への財政措置の違いについて御説明いただけますか。

○（教育）学校教育課長

今、就学援助の中身は二つありまして、要保護につきましては、基本的には生活保護を受けている方を認定しております。この中で、主に修学旅行費は生活保護で教育扶助という形で扶助を受けておりますので、他法優先で見ている部分です。これにつきましては、かかった費用の 2 分の 1 を見ております。それから、医療費は、いわゆる学校病と言われている部分に係る経費の 2 分の 1 を補助することとなっております。

準要保護につきましては、今までは補助金として国の措置がありましたけれども、17 年度からは一般財源というか、地方交付税措置という形になっており、財源の扱いが変わっております。

○菊地委員

実は、昭和 39 年に文部省が就学援助費に係る事務処理要綱という通達を出しているのですが、この中の要保護者という規定では、現に保護を受けている被保護者のほか、保護を受けてはいないけれども保護を必要とする状態にあるものも含むものであるとしているのです。そのほかに準要保護者と分けているのです。

実は、先日、花岡ユリ子道議の道議会での質問に対して、小樽市も含めて、この要綱どおりの取扱いをしていな

いというふうに北海道は答えているのですけれども、この要綱に基づくと、準要保護世帯の中にも要保護相当世帯というのは結構いるのではないかと思うのですが、その辺は把握していらっしゃいますか。

○（教育）学校教育課長

道議会における花岡道議のやりとりについての詳細は把握していませんけれども、今、菊地委員がおっしゃったとおり、要保護の基準としては、生活保護を受けている者、それから、生活保護を受けていないけれども、そういう状態にある者という形の考え方がございます。

今まで小樽市の就学援助の認定としましては、先ほど言いました生活保護を受けている方を要保護と認定しておりまして、準要保護につきましては、生活保護の収入基準の1.3倍という基準を設けて認定しております。今、申しましたように、要保護の中で、保護を受けていないけれども保護の状態にある者の把握をするというのは、単に収入だけでなく、やはり、財産ですとか、そういったいろいろなものが出てくると思うのです。そういった場合に、就学援助の認定の部分で教育委員会がそこまで実際に踏み込んだ形で事務作業をできるかということ、実務的には難しいことが考えられます。

今までどうかということ、小樽市としては、要保護の部分については生活保護を受けている方を要保護という形で認定しております。

○菊地委員

私は、これまで、就学援助が一般財源化されたときに、実際に小樽市が就学援助費として支給している額に対する交付税措置があまりにも低すぎるということを何度か質問させていただいたのですが、この規定に基づいてきちんとすれば、国庫補助で受ける部分も少しは出てくるというふうに思います。どのぐらいのものかはわからないけれども、自治体の財政にとっても、国庫補助の対象が少しは広がるのではないかという思いもあったのです。

北海道は、花岡道議の質問に対して広く周知すると答弁していますから、いずれ何らかのお達しはあると思うのですけれども、今、おっしゃったように難しいと言われると、北海道としては、達しはするけれども具体的にどうやって行うのか、そこをきちんとした規定で国に財政措置を求めていくということも含めて、道は言っているけれども、今はできないと言って返しちゃうのか、それとも、そう言うのだったらもっときちんとそういうことができるような対策も北海道にしてほしいと言っていくのか、その辺はいろいろあると思うのです。その方向での努力をお願いしたいと思っているのですが、その辺についてはいかがですか。

○教育部山村次長

就学援助の要保護認定の方法でございますけれども、実は、私は、30年ぐらい前に就学援助の事務をやっておりました。そのときは、申請書に民生委員の意見を徴する欄があったり、あるいは、学校長が子供の実態を必ず書くという書式になっていました。そのようになっていたのですけれども、教育委員会として、就学援助を申請する家庭をどこまで調査といいますか、民生委員あるいは学校長を通じて把握できるのかということもございましたので、現在はそういう書式ではなくて、もう少し簡便な形で就学援助ができるようなシステムに変えております。

これがまた、家庭実態の把握、要保護状態にあるかどうかということを経済委員会として把握をして認定していくことになると、やはり、以前のそういった経過も含めましてもなかなか難しいというふうには考えています。道からの通知なり方法がどのように示されるのかわかりませんが、今とっている要保護者の考え方、あるいは、準要保護者の考え方がある程度定着しているところもありまして、このままやるのが妥当ではないかと、現時点ではそういうふうに考えております。

○菊地委員

いわゆる国が言っている要保護世帯に、保護は受けていないけれども、保護を受けるに相当する家庭というものがきちんと規定されると、小樽市ではそういう人もきちんと就学援助の対象になってされていますからいいのですけれども、ほかの自治体でそういう人たちがはじかれているとすれば問題だということで道議会での質問になって

いるのです。逆に、小樽にしてみれば、国庫補助でもらえるところを一般財源化になっているのではないかという問題意識、そういうこともあるのではないかということでお尋ねしてみたのです。ただ、実際に就学援助を受ける人たちの利便性が損なわれるようになっては逆に困りますので、その辺は道がどういうお達しをしてくるかわかりませんが、ぜひ、多くの方が就学援助を利用できるような状態で、今後とも皆さんに努力していただければということをお願いして、私の質問は終わります。

○中島委員

◎国民健康保険料について

それでは、国民健康保険について質問します。

補正予算で、国保は1億2,600万円ほどの増額になっていますけれども、今回の増額の主な理由について説明してください。

○（医療保険）国保年金課長

平成22年度国民健康保険事業特別会計補正予算の概要ですけれども、まず一番大きいのは、保険給付金のうち、退職者医療制度に係る医療給付費について9,926万円を増額してございます。この原因につきましては、昨年4月に診療報酬改定がございました。先般、国でも上半期の利用動向が発表されておりますけれども、そういった中で、特にこの診療報酬の改定で入院分の医療費の伸びが大きいという結果になってございます。本市の場合も同様な中身で、特に入院に係る医療分の伸びが大きく、退職者部分につきまして約1億円の増額補正をさせていただいております。

そのほかでは、毎年、この時期に補正予算を計上しておりますが、保健所で実施しておりますインフルエンザの予防接種に対して、国保の保険者として実施したと位置づけた場合に道の補助金が半分出るので、保健所で実施している事業に対する負担金として払う部分として今回は1,365万円を増額してございます。

あと、歳入になりますが、一般会計繰入金は、本市の場合は臨時的にいただいているのがほとんどですけれども、交付税措置等をされている部分でそういった額がかたまつたことによりまして4,543万7,000円の一般会計繰入金の増額をしてございます。主なものとしては以上でございます。

○中島委員

平成21年度決算まで、毎年のように国保特別会計は多額の黒字決算です。6億円、7億円、8億円と。今回、増額補正をしていますけれども、この後、22年度の決算で同じように億単位の黒字になるということはないのでしょうか。22年度決算の見通しについてもお答えください。

○（医療保険）国保年金課長

平成22年度の補正後の見込みでございましてけれども、保険給付費の退職分で1億円ほど増額補正を計上させていただきました。一方、一般分についての状況ですけれども、既に12か月のうち10か月分の医療費請求が来ております。その経過からいたしますと、一般分につきましても現計予算のほぼぎりぎりのところになり、不用額がほとんど見込めないような状況でございまして。

それから、今の段階ではっきりこれが黒字要素だと言えますのは、一定の額を超えた高額医療について都道府県単位でプールしてやっている共同事業費があるのですけれども、ここで交付金が1億円ほど伸びている状況がございまして、この部分については今の時点では黒字になる要素として申し上げます。

ただ、そのほかの、例えば、国からいただいております普通調整交付金の算定基礎に全国平均の保険料が使われているものですから、ここの部分の数値については現在まだ厚生労働省から示されておられません。毎年3月ぎりぎりで示されている部分で、ここの部分については、逆に数千万単位、場合によっては億を超える単位で予算と増減する要素があるものですから、そういったことからいきますと、現在の時点では、22年度単年度だけを見ても黒字

になるのか赤字になるのか、まだわからない状況でございます。

○中島委員

そうはおっしゃいますけれども、今の説明を聞いていると、黒字になる可能性もかなりあるというふうに聞こえるのです。共同事業の黒字要素と、一般の医療分についてはほとんどとんとんで来ていると。あとは、今言った数値が3月末に確定する段階でかなり変動もあり得ることを合わせれば、黒字になる要素も高いのではないかとこのように聞こえました。

平成23年度予算については、22年度と比べて約6億円の増額になっていますけれども、これも、全体として医療費給付の増額見込みというふうに考えていいのでしょうか。保険料はこれに合わせてさらに高くなることになるのでしょうか。

○(医療保険)国保年金課長

平成23年度予算ですけれども、トータルでは平成22年度の当初予算と比較いたしまして6億円ほど増えてございますが、そのうち、医療給付費の増額につきましては3億2,300万円ほどを見込んでおります。これは、先ほど言いました22年度予算で既に増額補正させていただいておりますけれども、それに合わせて若干の伸びとかを考慮いたしまして3億2,300万円、22年度の当初予算との比較では増額で見込んでございます。そのほかには、後期高齢者医療制度に対してそれぞれの医療保険者が負担する後期高齢者支援金ですけれども、これは、既に国から23年度予算用の数値が示されておまして、8,790万円ほど増えてございます。

それから、先ほど言いました共同事業ですけれども、これは、各市町村が拠出金を払って実際に実績に応じて交付金をいただく中で、拠出金につきましては、この事業主体であります北海道国保連合会から既に23年度予算をこういう数字で持ってきてくださると示されてございまして、1億4,800万円ほど増えてございます。そういったもろもろで歳入が約6億円の増額となっております。

最終的に、では保険料はということなのですが、当然、保険給付費が増えますとそれに合わせて国庫負担金ですとか部分的に増える部分もございまして。それから、前期高齢者交付金、これは65歳から74歳の方々をすべての医療保険者でプールする部分があるのですが、ここの数字が小樽の場合は毎年40億円、50億円という単位でいただいておりますけれども、これも先ほどの後期高齢者支援金同様、国から既に23年度予算用の数字が示されておまして、ここで1億900万円ほど歳入として増えてございます。それから、共同事業は、先ほどの拠出金で1億4,800万円増えていると言いましたけれども、それに合わせて、当然、交付される部分も増えるということで1億8,000万円ほど増やしてございます。

そういったことで、歳入が増える要素がいろいろございまして、トータルの保険料といたしましては8,763万5,000円の減で見込んでおります。ただ、被保険者数も約1,000人は減るという見込みをつけてございまして、1人当たりの保険料にいたしますと、22年度の確定賦課時とほぼ同額になるというふうに見込んでございます。

○中島委員

今の段階では平成22年度並みの保険料ではないかというお話ですが、北野議員が代表質問で国保世帯の保険料の1万円引下げを提案しています。市長の見解では、市民全体の負担になるものを出すことが適当かどうかという問題と、他会計から多額の借入れがある財政状況では困難だという答弁でありました。しかし、所得の15パーセントを超えて、今は16.7パーセントぐらいですから、この国保料については市長も高いと認めていらっしゃいます。

市民の皆さんからは、はっきり言って、年間30万円、45万円の国保料から1万円下がってもあまり役に立たぬという声もあるのですが、問題は、負担軽減をして市民生活を応援する方向を向くかどうか、こういうところが私たちはすごく大事だと思っているのです。そういう点で、国保料軽減について、これは市長の判断のできる分野なので、ぜひ検討していただきたい。今、こういう条件でできないということは聞きましたけれども、こうした軽減をする方向について市長はどういうふうに思うのか、ここら辺について御答弁をいただきたいと思っております。

○市長

財政状況が豊かであればできる話ですけれども、こういう現状では非常に厳しいというのが率直な感想です。

今、全国の各自治体を見ましても、国保財政が皆大変な状況で、一部繰入れしているところがあるようですし、旭川市のように引下げをしたいというところもあり、非常に高い保険料だと聞いていますからやむを得ないのでしようけれども、そういうようなこともあって国保財政が非常に大変だと。一般会計の繰入れのこともあって、さらに、低所得者の問題もあって、先般答弁いたしましたけれども、厚生労働省もこういった状況を踏まえて、厚生労働省と地方自治体間のワーキンググループをつくって、国保財政をどうしていくのか、もっと国の負担も増やしていくべきではないかという話もありますし、低所得者負担のあるべき姿はどうかということについても実際に担当者同士の議論が始まりましたので、そういった状況を見ながらこれから対処したいというふうに思います。

○中島委員

国庫負担の問題でいけば、総医療費の48パーセントを見ていた国庫負担分が今はもう二十四、五パーセントと半分ぐらいになっているわけですから国保料が高くなっている原因は明らかなのですが、市長も高い保険料だから安くしているところもあるとおっしゃっていたように、小樽市の保険料が高いことが明らかならば、やはり、何らかの形で下げる手だてをぜひ検討する方向を期待したいと思います。これは、財政がよくなったらやるという問題ではないのです。市民の生活がどんどん大変になっていく中で、放置していいのかどうかという問題として見ていく必要があるのではないかと私は思います。

◎国民健康保険証の発行について

次に、国民健康保険の保険証発行の問題についてお聞きします。

今、小樽市で国保には年間どのぐらいの方が加入されるのか。また、退会する方はどのぐらいいるのか。また、加入者のうちで、何らかの理由で無保険になっていて、新たに加入するときはどういう手続になるのか、お知らせください。

○（医療保険）国保年金課長

国民健康保険の年間の加入者数等ですけれども、平成21年度の状況で答弁いたします。

加入につきましては2,730世帯、4,712人、退会につきましては3,160世帯、5,695人となっております。

加入手続の関係ですけれども、一番多い理由である社会保険の喪失といいますか、前の健康保険が切れた方につきましては、前に加入していた健康保険から喪失に関する証明書が出ますので、それを提出いただいて届出を受けてございます。ただ、ずっと健康保険に入っていなかった方につきましては、大体2年間はさかのぼって加入していただくようになりますが、その際に、ほとんどの方は証明になるものがない状況ですので、口頭によって届出をいただいて、2年間さかのぼっての仮届出をいただいている状況になってございます。

○中島委員

北野議員が代表質問で取り上げたケースですけれども、子供が学校で前歯を折るけがをして、国保に加入したいと言って訪れた方です。実際には、その場で国保の加入手続がとられませんでした。この経過について、なぜ当日加入手続ができなかったのか、お知らせください。

○（医療保険）国保年金課長

このケースにつきましては、確かに、一度、国保年金課の窓口に来られて、国保にずっと入ってなかったので加入したいというお話がありました。最終的には、無保険だったということで、2年間さかのぼっての状況で話を進めていたのですが、その途中で、その2年間に社会保険に入っていた期間があるというお話をされたものですから、その場合には、入っていた期間の証明になるものがあれば保険料を計算する際にその部分は除かれますという説明をしていたところ、その時点ではその期間の証明になるものを持ち合わせていなかったということで、最終的な加入届出を提出しないまま帰られたというふうに確認してございます。

○中島委員

この方は33歳の女性でして、最初に来たときに、子供だけ保険に入れて、保険証が欲しいというお話をしたと聞いておりますが、子供だけ入れてほしいと言われた理由については、そのときに把握していたのでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

確かに、当初、話の前段では子供だけ加入したいということだったようです。なぜ子供だけかという部分については、今お話しになったとおり、学校でけがをしたからというようなことを聞いてございます。

○中島委員

資格者証等の該当世帯数の推移についてという資料を提出していただきましたけれども、本市の資格証明書の発行は、平成19年度から22年度の間500件から274件へと減っています。しかし、窓口で10割全額自己負担の資格証明書を発行されている方が、22年度も274世帯いるわけです。そういう方々は国保に入っているのですけれども、全く入っていない方もいるわけです。この資格証明書を持っていない方々ですけれども、義務教育の子供たちには短期保険証が渡されるようになりましたが、その理由について、国保の担当ではどういうふうに把握していますか。

○（医療保険）保険収納課長

前は中学生まででしたけれども、平成22年4月1日からは高校生、18歳以下と拡大してございます。

趣旨としましては、滞納世帯の親がいても、子供に対してはひとしく医療を受けさせてやるのがよいのではないかと。一方で、そういうことをすると、滞納している方の滞納をさらに助長するという懸念も国会の議論であったようですけれども、最終的には、18歳以下は6か月証ということで有効期間は6か月だと。ただ、連続して交付されますので、実質的には本証と同じような扱いになったと考えております。

○中島委員

つまり、資格証明証を発行されて医療が受けられない状況を回避するために、そういう状態の世帯であっても子供たちには保険証を渡そうとなったのです。この方は資格証明書ではないですけれども、医療を受けるために小樽市に保険証を発行してほしいと相談に来ているのですから、本来ならば、事故で前歯が折れて、すぐに歯科を受診しなければならないという状態で来ている方には、そのときに医療を受けられる保険証あるいは医療機関に出せる保険証にかわるものを渡すべきであったと私は思いますが、渡せないのはどうしてでしょうか。渡すべきではなかったですか。

○（医療保険）国保年金課長

世間一般では無保険者と言われているのですけれども、国民健康保険法的に言いますと、そもそも無保険者という存在がないのです。要するに、国保は強制加入なのです。ですから、国保的には、場合によっては職権でも加入させることができる状況にございます。ただ、通常の窓口対応としては、あくまでも2年間の保険料をさかのぼって賦課するわけですから、一定程度納得した形で届出を出していただくというスタンスで対応しているところでございます。

そういった意味で、今回は、その期間中にほかの保険に入っていたということもおっしゃっていたものですから、すぐ書類が不備であったという解釈の下で届出は受理しなかったという状況でございます。そういった意味で、確かに、今回の子供の場合は既にけがをされている状態でしたので、そういう基本的なスタンスは別にしまして、むしろ子供のためにもとりあえず届出を出していただくように勧めるような対応を考えてはいきたいと思っております。

○中島委員

ですから、そのとき保険証を交付すべきではなかったですか。そういうことについて聞いているのです。

○（医療保険）国保年金課長

基本的には届出がされなかったということで、窓口の担当者も、一両日中に書類を持って来ると思っていたとい

うふうに聞いてございます。

ですから、帰られるところを無理やり引きとめて保険証を渡さなかったのがまずいと言われると、ちょっと我々としてもそこまでする必要があったのかどうかという部分はございますけれども、いずれにしましても、届出を受理するという部分については柔軟な対応で、届出をしていただいた中で速やかに保険証の発行に結びつけていきたいというふうには思っております。

○中島委員

それは手続の問題なのです。保険料を算定するのに必要な書類がそろうかどうかという手続はしなければなりません。けれども、今、医療が必要だ、歯が折れていて泣いていて、これから歯科を受診しなければならないという子供を前にしたら、保険証を出すのが普通じゃないですか。私は看護婦をしていましたけれども、患者が運び込まれて、まず保険証の手続をしてから診察をしますと言って放っておくことは普通はしません。まず治療をやって、そして、一定程度、落ちついてから次の話になるのではないですか。私は、そういう点で、今回の対応については、今おっしゃったように、国民皆保険なのだから入っていただかなければならない、入りたいと来た人にはまず入っていただくというふうはどうしてならないのですか。滞納がある、あるいは、保険料の支払のめどが立たない限りは、加入手続は後回しになっている実態があるのではないですか。このことは私は問題だと言っているのです。速やかに保険証を発行する、そして、まず医療を受けてもらう、それからだと思うのですが、市長はどう思いますか。

○医療保険部長

法的には、被用者保険、退職された場合については自動的に国保に入ることになっております。その手続の届出をするかしないか。中には手続がわからなくてしていない方もあるでしょうし、意識して入ってこない、又は保険料の支払のことを言われると払えないという気持ちから入っていない方がいるのだと思うのです。私どもの今の窓口では、例えば、もう入院をしているという状態で家族が窓口に来た場合には即刻出しています。今のは、確かに前歯が折れている子供ですから、学校に行っても格好が悪いということもあるでしょうけれども、今すぐ歯科を受診しなければ命がなくなるということではありませんので、私どもとしましては、その状況に応じましてきちんとした緊急の対応もしております。

国保の業務は、保険料を賦課してただ徴収するというだけの仕事ではありませんので、資格をきちんと適正に管理して、医療機関から請求があった医療費を国、道、市の負担に皆様の保険料を加えて請求のあったものを全額払うという仕事をしてございます。苦しい中でも9割以上の方がきちんと国保料を払っていただいている状況の中で、権利と義務の関係もありますし、負担の公平という観点もござります。そういう意味では、確かに生活が大変だというのはわかりますけれども、医療機関では、患者の生活が大変だからということで基本的には医療費は要らないということにはならないわけですから、そういうことも含めまして、最大限の努力を求めるということは、これはさせていただかなければならないというふうに考えてございます。

そういう意味でも、今、課長から答弁がありましたが、極力、柔軟な対応はしていきたいと思っておりますけれども、やはり、必要な説明はさせていただきたい。実際に窓口で対応した担当者を知っていますけれども、非常にまじめで、おっかないような対応をするような人ではないと思っていますので、今後も引き続ききちんとした対応をとりましますけれども、そういう部分については御理解をいただきたいと思っております。

○中島委員

私が言っているのは、医療が必要な人に保険証が間に合わないということがあっていいのかどうかと、国の趣旨も含めて、適切な対応が必要だという話をしているのです。

この方は、昨年1月にも国保に電話をかけているのです。そして、今、子供がインフルエンザにかかって大変なので入りたいけれども、保険料が幾らぐらいになるかと言ったら、月3万円だと言われて、定期的な収入がきちんと確保できない状況で支払の約束ができないからと言って、国保に加入せずにそのまま10割自己負担でインフルエ

ンザの治療をしたというお話がありました。今回、前歯が折れて痛くて泣いている。どうしようもなくって行ったわけです。学校の教員からも勧められて、すぐ保険証を交付してもらったほうがいいですと言われていたのです。そういうときでも、そういうお答えになるのでしょうか。

私は、受付の担当者が悪いとは思っていません。収納に全部の力を注いでいる国保の体制がちょっとゆがんでいるのではないかと。病気を治すための保険証と医療としての国保を保障することが前後左右にずれているのではないかと、このことが心配なのです。まして、保険証が欲しいと来ている方に、子供が今そういう状態だというときに、はい、ではまず病院に行ってくださいと言えないような行政でいいのですか。引き続きこういうケースがある限り、私は反省を促したいし、窓口対応としても、まず命、医療、健康優先の対応を検討していただきたいと思います。

◎国民健康保険料の差押えについて

次は、国民健康保険料の差押えについて、資料を出してもらっています。これは滞納世帯に対する差押えですけれども、北海道社会保障推進協議会のアンケートで、国保料の滞納世帯に対する差押えの実施状況について、回答のあった27市の中で小樽市は江別市、札幌市に次いで3番目に多く、307件の滞納差押え件数が報告されていました。これは27市ですが、全道35市ですから、結構高いランクにいるということは御承知でしたか。

○（医療保険）保険収納課長

よく知っています。

○中島委員

資料を出していただきましたけれども、この資料について、若干説明をしていただきたいと思います。

○（医療保険）保険収納課長

お手元の資料は、年度別で平成20年度、21年度、今年度はまだ途中なので11月22日現在までの集計でございます。右と左の表現が同じだったのでわかりづらいかと思いますが、まず、右側の差押額は、実際に差押えができた件数とその額でございます。左側は、差押えを予定した件数と額でございます。そちらの額は、例えば、Aさんが10万円の差押えであったものが、これを差押えしようとなれば左側の件数に1件ということで、滞納金であればここで10万円になると思います。ただ、実際に銀行に行くと、残高が1万円しかなかった場合、もし、その1万円を全額を差押えをすると1万円となりますので、右側の件数は1件で変わりませんが、差押えの額は1万円という流れでございます。

○中島委員

給与や預貯金の差押えが出ておりますけれども、これは、市民の間では了解がされていると考えていいのでしょうか。

○（医療保険）保険収納課長

差押えは、そもそも、差押えされる方の了解を得るという性質のものではございません。差押えに至るまでの段階として、督促状なり、外勤による訪問だとか電話だとか、何種類か出すのですけれども、最終的には差押予告書という文書を出しますので、私どもとしては相当の機会を与えている形で、ほとんどの方はその時点で分割納付にして、例えば、本来は月に5万円を払わなければならないけれども、収入がないのでということであれば、では月に2万5,000円で当分は払ってくださいという約束をできますので、そういう方は当然差押えをしません。そういう連絡もないとか、約束が完全に不履行にされるという方に対してやむなく差押えをしてございますので、御本人の了解を得るという性質のものでないことは御理解いただきたいと思います。

○中島委員

ちょっと質問の仕方が悪かったのですが、結果的にトラブルになったケースはなかったのかということと、最近の報道では、大阪市が子供の学資保険まで差押えをして批判を浴びてというか、学資保険を差押えすることはだめ

だと、こういう訂正が入ったという情報もあります。本市では、このような差押えの対象で問題になったことはなかったのかということをお聞きしたかったのです。

○（医療保険）保険収納課長

差押えをした後に、滞納者から、何でうちのものを差し押えたのだということで、ほとんど電話ですけれども、クレームみたいのが来ますが、先ほど申し上げたように、これだけあなたに連絡だとか文書も出していて、最終的にこういう形でやったのですという説明をしますと、納得というのか、仕方がないというのか、あきらめるといふか、そういう形になります。その後は、全員ではありませんが、一遍に全額取られるよりは月額 2 万円で払ったほうが良いと考える方が多いので、分割納付できちんと納められるというふうに変更されると言ったらいいのでしょうか、そういう方がおりますので、そういう方法で今後もやっていければと思っています。

大阪市の例は、私どもも新聞とかで拝見しましたが、正直びっくりしました。分割納付計画をきちんととされているにもかかわらず、いきなり差押えをするのは、私どもの感覚ではちょっと信じられないことです。滞納者と私どもで互いに合意の下で、分割納付という一種の契約的なものでやっていますので、それをある日突然覆すというのは、私どもとすればちょっとできないことでございます。私どもは、それにはきちんと対応させていただいていますし、また、滞納者もそういう形で御相談していただければ、できるだけそれに沿うような形でやってございますので、そういう部分では大阪市のようないふうには考えてございます。

○中島委員

この資料を見ますと、左側の滞納額に対して差押額の割合はかなり少ないと思うのです。件数はそれなりにありますが、効果的な回収額と言えるのかという気がするのですけれども、そういう点で、これは差し押さえるだけの額がなかったという中身ではないかという気がするのです。このあたりについてはどういう御意見、御判断でしょうか。

○（医療保険）保険収納課長

滞納の差押えには二つの目的がございまして、一つは、その額を確定するというのもあるのですが、私どもの最終目的は、先ほども申し上げたように、1 回、心を入れ替えると言うのは少し変ですけども、その後はきちんと分割納付なり何なりで払っていただく形にしてほしいということもあって、実は、そちらのほうが目的としては大きいのです。ですから、額の比率うんぬんというのは、あまり重要視していないといえますか、そういうふうには考えてございます。

○中島委員

それでは、平成 20 年度に差し押さえた方々は、21 年度はもう差押えの対象になっていない状態で、きちんと分割納付のルートに乗っていると。この 21 年度については新たな差押え対象ということなのでしょうか。引き続きずっと毎年差押えということはあるのでしょうか。そこをちょっとお聞きしたいのです。

○（医療保険）保険収納課長

年度でまたがっている方も実際にはいます。特に給与の差押えの場合は毎月ですので、4 月になれば新年度になります。全体の件数からすれば非常に少ないですけども、そういう形でまたがっているケースもあります。

○中島委員

差押えも滞納対策として認められたものではありませんけれども、市民の当面の生活に支障がないように良識ある対応を求めて、私の質問は終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○大竹委員

◎平成23年度予算について

本日は予算特別委員会でございますので、とりあえず全体予算をお聞きした後で教育の問題に入っていきたいと思っております。

まず、平成23年度予算説明書に科目別予算比較表がございます。これを見ますと、プラスになっているのは議会費、若干のプラスが民生費、労働費、商工費、教育費で、あとはみんな前年度比がマイナスになっております。これにつきまして、大きな部分では議会費が人件費を入れないで50.6パーセント、民生費は1.7パーセント、労働費は16.0パーセント、商工費が9.0パーセント、教育費が30.7パーセントと増えておりますけれども、どういうことがどこであるかという部分で、本年度の当初予算はこのような組み方をしたからこういう形になったのだという御説明をいただければと思います。

○(財政) 笹山主幹

まず、議会費でございますけれども、これは、議員共済会負担金ということで、議員年金制度が平成23年度中に廃止されますので、地方負担が1億円程度増えております。それから、民生費については子ども手当の経費ですけれども、これは9億円ほどということです。それから、生活扶助費では1億5,000万円ほど増えております。それから、少し飛んでしまいますけれども、教育費につきましては、新共同調理場土地取得事業で2億円、学校再編等に伴います校舎等の大規模改造などによりまして1億6,000万円程度の増があります。

○大竹委員

わかりました。

◎教育について

私は、教育についての問題を代表質問でも取り上げましたけれども、教育に税金をつぎ込んでいくことに対して、やはり、そのあり方がプラスになるのだとするならば、国民はだれしも賛成してくれるのではないかという思いでいろいろな質問をしています。

そういう中で、今、教育費の伸びはあるのですけれども、確かに、学校の関係、通学路の関係もありますし、それから、共同調理場の問題もありますから、そういう形の中で全体に増えたといいたしましても、教育振興費につきましては、小学校、中学校それぞれございますけれども、両方合わせて、前年度と本年度を比べると420万円であります。このことについては、今の世の中の情勢を考えると、もっとこういうような部分で学校教育の本来の目的を考えたときに、もう少し予算措置をされてもいいのではないかという思いがしております。

そんな中で、今回の私の質問は、子供たちに徳育ということをきちんと教えていかなければならない、今、戦後65年で、そういう点に立った考えを持っていかなければならないのという思いをしていますけれども、その辺はいかがとらえますか、教育長。

○教育長

徳育のとらえ方につきましては、いろいろな考え方があろうかと思っておりますけれども、単に基礎学力でありますとか教科の学力だけでなく、やはり、日本人として最低限のことはきちんと教育として子供たち一人一人に身につけさせなければならないものと思っております。また、単に道徳教育だけでなく、全教育の中で、今、小樽の教育でも進めてございます。

○大竹委員

この間の代表質問に対する答弁については、私がおの前の段で述べたことについてどのように感じたか、ちょっとわかりきらなかったものですから、その点をちょっと聞きたいと思っております。

例えば、新渡戸稲造が外国語に翻訳しまして世界に知らしめた武士道がございます。教育長、これは日本語に訳したのをお読みになったことはありますか。

○教育長

学生時代にも読みましたし、社会人になっても読みました。ただ、その中身につきましては、私の力では難しいところもあるのですが、月曜日の 8 時から時代劇をやっておりますけれども、ああいうのを見ていますと、その武士道の物の考え方だとかが至るところで出てきているのかという思いでそのテレビ番組を見させていただいているところがございます。

○大竹委員

そこで、現在の教育の中で、徳育も含めて一つ取り上げていくべきではないかという思いは何かございますか。

○教育長

先般も、教育基本法に基づいて、また、学校教育法に基づきまして、小樽並びに日本の教育は進められているという話をさせていただいたところがございます。教育勅語でありますとか武士道の話も、委員はされているところがございますが、この二十五、六年前から、日本の教育は、徳育も含めて、不易と流行ということを大きな柱にして教育が進められております。不易というのは、言うまでもなく、時代を越えて変わらないものをしっかりと受け継いで教育をしていくということ、また、後段の流行というのは、時代とともに変化していくものを私たちは鋭敏な感覚でとらえて、それをよしとする、悪いとするということを十分考えながら教育を進めていくということでございます。その前段の不易の段階で、徳育という言葉が適しているかどうかはわかりませんが、恐らく、今、日本じゅうの学校教育では、まず、一人一人、自分自身を大事にする、その次は同心円的に周囲の人間、家族を大事にする、さらに、それが自分たちの町内や郷土、そして日本に、さらには、もっと一番大きなものとして自然に対する畏敬の念ですとか、そういうものをいろいろな場所で、これは単に道德だけでなく、理科でも社会科でも国語でも、そういうところで教えていかなければならないものと思っ大事な扱いをさせていただいているところがございます。

○大竹委員

今、教育長が、非常に大事なこと、またやらなければならないこと、今、実際にやっている部分もお話になりましたが、そういう中で、やはりもっと、学校の現場だけでなく、いろいろな形でそれをともに教えていくという体制が必要ではないかと思うのです。ですから、学校現場だけで教えられる状況ではないということがあろうかと思うので、それを今度はもっと広げた中で教育現場にどうやって生かしていくか。それぞれの責任の問題も当然あろうかと思っておりますけれども、それをどういうふうにして生かしていくことが、よりいい子育てといえますか、人間教育かと。私は、教育は「共に「育む」という「きょういく」ということを言っていますけれども、そういう形になっていけるかということに向けて、どのようなお考えを持っているかをお知らせ願います。

○教育長

実は、小樽の学校教育、社会教育も含めてすべて、とりわけ学校教育におきましては、委員も御承知のように、あおばとプランなり、さらに、その 3 年を置いて、今、第 2 次学校教育推進計画を策定し、各学校、保護者に見ていただいているところがございますが、最終的な大きな目的は「心豊かに学び ふるさとに夢と誇りを持ち たくましく生きる 小樽の子供の育成」というところがございます。もちろん、この中身は学校教育だけではございません。私たち行政のすべきことも明記してございますし、さらには、家庭にも協力を得て進めていくというところがございますので、委員が十分懸念されているところは、こういう中身で私たちは子供づくりをしていくべきだと思いますし、市民の皆様の御協力を得ながら進めているところがございます。

○大竹委員

最後になりますけれども、そういう中で、文部科学省が決まりをつける教育標語なりいろいろなものがありますが、小樽という地域独特のものがあるでしょうから、そういうものを生かしながら、小樽独特の教育方針なり何なりということをつくることによって、小樽を愛する人間がもっと増えていく。そういう子供たちを増やして

いくことも大きな教育の目標かと思いますので、その点向けたこれからの取組について、教育委員会、それから地域、家族も含めて、どういう方向性に行くと、その辺が、すぐなるとは思いませんけれども、そういうふうに行きたいという部分がありましたら、最後をお願いします。

○教育長

代表質問、一般質問でもたくさんの議員の皆さんから御質問がありましたが、とりわけ、学校教育、家庭教育うんぬんということよりも、学校そのものが開かれた学校であって、その中にいろいろな地域の人が学校に入って、そして、やはり子供に影響力を及ぼすということ。その影響力は、子供、教職員、私たち行政、そして、保護者にも大きな影響を及ぼすものというふうに考えてございますので、先ほど申しましたように、小樽の学校教育推進計画の中身も十分踏まえまして、市民全体を挙げて子供たちを育成するために努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○鈴木委員

◎新市立病院の省エネルギー、省コストへの配慮について

私からは、まず、市立病院調査特別委員会で聞き忘れた部分をちょっとお聞きいたします。

基本設計のあらましをいただきまして、8ページの機械設備計画に省エネルギー、省コストへの配慮という項目があり、地中熱利用による外気導入というところがあります。まず、これについてだけ、教えていただけますか。

○（経営管理）松木主幹

地中熱利用による外気導入と言いますのは、要は、アースチューブという種類のシステムがございまして、地中の熱を利用して冷房や暖房ですとか空調設備といったものに、地中の一定程度の温度を利用するものです。夏ですと外気は高いですが、地中温度ですと逆に低く、冬ですと外気は低くなって地中温度は高くなりますので、そういった差を空調設備に利用してきて環境負荷の低減に寄与しようという設備です。

○鈴木委員

その件はわかりました。

◎病院統合新築工事実施設計業務委託料について

それでは、今定例会に出されております病院統合新築工事実施設計業務委託料ということで1億2,000万円計上しております。これについて、何点かお聞かせください。

私ども自由民主党としましては、早期に統合新築の病院をつくっていただきたいと、本当に念頭に置いておまして、そういった意味では、どういうふうな進め方をするのかということをお聞かせいただきたいというふうに思っています。

まず、1億2,000万円の算出根拠をよろしくをお願いします。

○（経営管理）松木主幹

実施設計業務委託料の算出でございますけれども、基本設計のあらましに示しました工事費を基に、北海道建設部で定めてございます営繕工事設計監理業務委託料算定資料の算定式に基づいて算出しております。その算定式では、概算工事費から算出されます労務の業務日数を算出しまして、それに人件費を掛けて、諸経費、技術経費を加算して実施設計ということで実施設計額を算出しております。それに、今回、基本設計の契約時の設計図であります調整図を考慮しまして委託料を算出しております。また、積み上げといたしまして、模型の製作ですとか免震構造の大臣の申請手数料といった諸手続も含んで算出しております。

○鈴木委員

今のお話を聞きますと、全部の工事費にある程度一定の料率を掛けて算定したということですが、それは全体工事というとならえ方でよろしいのでしょうか。

○（経営管理）松木主幹

実施設計業務委託料の概算工事費でございますけれども、それは、本体工事費と外構工事費、それから駐車場の工事費といったものを含めました工事費ということで算定してございます。

○鈴木委員

そこで、私は、家をつくったことがありますて、もちろん病院とは規模も物も違うわけでありまして、普通、家を建てますと、基本設計をやって、実施設計をやって、工事監修までしていただくのです。今、基本設計をやっていただき、実施設計をこれから発注しますと。本当にそういうものがちゃんと意匠どおりつくっていただけるかということを加味して契約するわけですが、今、基本設計は分かれています。実施設計があります。要するに、設計どおりつくっているかということとか、契約するに当たっての内容のアドバイスのいいですか、そういう部分までこの中に入っているのでしょうか。それを確認したいと思います。

○（経営管理）松木主幹

実施設計が完了しまして工事が着工になりますと、当然、実施設計図書どおりに工事が進められているかと、それを監理することが必要になってございます。これにつきましては、実施設計の委託料というのは、基本的に発注されたものについて、発注する際に必要な設計図書を作成するという業務が基本的な実施設計業務でございますので、その中に工事監理というものは含まれてございません。

○鈴木委員

工事監理が含まれていないということは、入札するときに、例えば、説明されるとか、こういう形でというのは市の方がされるということですか。そこら辺のところを聞きたい。

それともう一つは、そうすると、工事監理というのは別にお金がかかると考えてよろしいのですか。

○経営管理部鎌田副参事

1点目の工事監理の考え方についてでございますけれども、通常、実施設計が終わりましたら、それに基づいて工事は発注いたします。工事発注の公告、告示をして、その中で参加する業者に対して、もし質問があればいついつまでに言ってくださいという内容になります。それに対する答えは、病院局と設計した側が、それについての質問に対する答えをするということになります。

2点目の工事監理につきましては、実施設計が終わって設計工事金額が出ましたら、それを基に算定をしていく。そして、工事監理費を改めて算定しまして、工事の発注と同時に監理も委託をするという考え方でございます。

○鈴木委員

今のことを整理しますと、工事発注をするときには、監理も一緒に予算を計上すると。一緒にというか、別建てで計上することになるのですか。要するに、監理費はどこから出るのか、それから、実際に入札した金額に合わせてそうだとすることなのですか、概算でどのぐらいになるものなののでしょうか。

○経営管理部鎌田副参事

工事発注に合わせて工事監理も委託しますので、今の計画で言いますと、予算としては、本年の第4回定例会に工事費の補正予算というふうに想定してございますけれども、そのタイミングで同じく工事監理費についても予算計上をしていくという考え方です。

現状で言いますと、今回、基本設計の概算金額が出ましたから、これを基に、今の段階で工事監理費を算定しますと、おおむね6,500万円から7,000万円ぐらいが現状での線でございます。それをまた、実施設計を終わって設計工事費が算定されましたら改めて算定をして、その予算をお願いするという流れでございます。

○鈴木委員

今の六千数百万円というのは、基本設計のあらましの概算工事費にある基本設計・実施設計・監理事務他という中に入っているということですか。

○経営管理部鎌田副参事

今回、概要で示しましたその他病院建設に伴う費用の中の基本設計・実施設計・監理事務他と書いてございますが、これが工事監理を意味してございます。先ほど申しあげました監理費の5,600万円から7,000万円程度という金額については、工事期間は2年間でございますから2年間ということでございます。

○鈴木委員

もう一つお聞きしたいのは、当然、基本設計、実施設計まで久米設計に頼むわけですね。ということは、ほかの方に監理をやっていただくことができるのかということについてはいかがですか。

○経営管理部鎌田副参事

結論から申し上げますと、実施設計、あるいは、その前段の基本設計から工事完成をある程度想定して図面を書いていますので、その同じものを設計以降もきちんと工事に伝えていくという意味からすれば、今までの設計者が監理をやるのが最も好ましいとは思いますが。それは100パーセントそういうふうになっているということではありませんけれども、考え方としては設計をやった者が監理をすることが望ましいというふうには考えております。

○鈴木委員

明快なお答えをいただきましたので、わかりました。

最初に戻りますけれども、今の基本設計、実施設計の六千数百万円に監理費が含まれていて、それも含めた総体の金額なのですか。それとも、それは引いて監理費になるのでしょうか。

○経営管理部鎌田副参事

設計上も、今回の監理費の委託料についても、予定工事費という形で、病院とか駐車場整備とか、あるいは外構といった具体につくるものに対する予定の金額が別になりますので、監理費は入っていません。監理費を出すために使う金額としましては、建築の本体工事、建設工事と付帯工事と言われている外構工事及び駐車場整備工事の合計額がベースになるということでございます。

○鈴木委員

わかりました。

では、質問を移します。

◎介護保険について

介護保険についてお聞きしたいと思っています。

他会派からもいろいろな質問があつて、なかなか難しい部分があるということなのですが、予算説明書の225ページで、介護予防特定高齢者施策事業費というのが前年度に比べて全く減額というか、ゼロになっているのですけれども、何でこれが全く予算措置されていないかをお知らせください。

○（医療保険）介護保険課長

介護予防特定高齢者施策事業費が予算措置されていないことにつきましては、昨年8月6日に生活機能評価が一部廃止になりまして、特定高齢者の把握について、以前までは特定健診と同時に生活機能評価をやって特定高齢者を把握したわけですが、日にちと費用だけがとてもかかるということで、昨年8月に廃止しております。その廃止を含めて特定高齢者の事業費がなくなりまして、これに対応するのが二次予防事業費でして、特定高齢者が廃止になって名前も変わりました。金額につきましては、生活機能評価が廃止になった約1,900万円の部分で事業としては縮小になっております。

○鈴木委員

そうしますと、簡略化されてやりやすくなったということで、中身的には変わっていないということによろしいですね。

それから、216ページに介護保険料の収入率が86.0パーセントとなっていますけれども、この中身をお聞きします。

○（医療保険）介護保険課長

介護保険料の徴収につきましては、年金から徴収する特別徴収と、年金から徴収できない方は納付書で納める普通徴収があります。第 1 号被保険者の介護保険料、約 20 億円のうち、特別徴収が約 9 割、普通徴収が約 1 割となっており、その 1 割相当の普通徴収である約 2 億円に対しての収入率は 86 パーセントで 1 億 6,000 万円ほどとなっています。普通徴収は年金から天引きできない事情のある方を対象にしているものですから、やはり、特別徴収に比べて徴収率は下がります。ただし、特別徴収と普通徴収を合わせた第 1 号被保険者全体の収入率は 99.46 パーセントとなっております。

○鈴木委員

わかりました。では、この 86.0 パーセントというのは 1 割の部分で、そのほかの 90 パーセントは満度でほぼ大丈夫だということですね。

それで、なぜ、今回、介護保険の質問をしたかといいますと、一般質問の答弁にもあったのですが、全国平均で 65 歳以上の保険料が今は 4,160 円ということなのです。北海道の平均が 3,962 円ぐらいで、小樽市が 4,300 円台だと思っています。北海道の中でも小樽市は若干高いのです。それで、保険料は少ないにこしたことがないといえますか、少ないほうがいいというのはわかるのですけれども、国がある程度サービスとかを決めた中で 1 割負担して、残りの 90 パーセントの半分が被保険者、半分が国と道と市となっておりますので、やはり、サービスを利用する方が多ければそれだけ負担が大きい、これは当然の原理だと思っています。

2009 年で保険料が一番高いのは青森県十和田市です。ここは 5,770 円で大変高いです。徳島市は 5,200 円ぐらいなので、同様に高いのですが、徳島市は特養がいっぱいあるのです。それで、入居するところが必ずあいているということで、ある程度の保険料を払っても満足度が高いという結果になっているのです。何を言いたいかといいますと、私どもは、ただの金額の大小というとらえ方ではなくて、高いなら高いなりにどういうサービスを受けられて、例えば、小樽で介護を受けるなら、保険料はちょっと高いけれども、将来的には介護サービスがきちんと受けられる、だから、このぐらいの金額を先に払っておいてもしょうがないかということを含めて、小樽市としてのお考えはどうかということをお聞きしたいのです。

市町村の役割としまして介護保険事業計画の策定がありますが、これは、3 年間でどんどん見直していきます。国の方針もいろいろと変わりますので、なかなか短いスパンでは難しいとは思いますが、私は、別に小樽に老健をたくさんつくってほしいという意味ではなくて、例えば、在宅にしろ、何にしろ、小樽で介護、医療を受けていただきましたら、ほかでは得られないサービスだったり、こういうことで行く行く大丈夫だという安心感があるかどうかというのが一つの問題だと思うのです。まずは、小樽の介護保険ビジョンをどうお考えなのかお聞きします。

○（医療保険）介護保険課長

今の御質問は、小樽市の保険料が高いということ、市の考え方はどうかということ、将来的なビジョンということの 3 点かと思います。

まず、小樽市の介護保険料がなぜ高いかということになりますと、やはり施設が多い現状がございます。例を出しますと、介護療養病床は、小樽市を 100 とした場合に、全道の 10 万都市の平均が 31 パーセントほどでございます。また、グループホームも、小樽市を 100 とした場合には、全道平均が 64 パーセントです。ただし、特養になりますと、小樽市が 100 ですと全道の 10 万都市の平均が 111、老健ですと、小樽市が 100 の場合に平均 88 ということで、介護療養病床とグループホームを考えますと小樽市は施設の整備率は 10 万都市に比べてかなり高いです。

それともう一つは、給付費の全体の 120 億円に対しまして施設がどのぐらいの割合かということ、小樽市だけが施設の割合が 51.5 パーセントということで半分をいっている。残りの 10 万都市での施設の割合は 45 パーセントぐらいで、やはり、小樽市の平均保険料が高い理由は、他市に比べて施設がある程度充実しているという部分がありまして、それが保険料を押し上げている要因ではないかというふうに考えられます。

その部分と、また、どうしても無視できないのは国の動きといいますか、平成24年度の改正に向けて、今、国は国会等で審議しているところではありますが、国も小樽市も、これから施設の待機者がたくさんいるから、すべて施設を整備していけるかどうかというのが問題点ではないかというふうに思います。国も小樽市も同じ考えなのですが、国では包括的ケアシステムと呼んでいる、高齢者が在宅で住みなれた地域で暮らすのが一番という理論があります。在宅で暮らすのが一番だという理由には、高齢者に最期はどこで終わりたいですかという質問に、皆さん自宅と答えているのです。こういうことを考えますと、在宅への限界度を押し上げるのが小樽市としても必要なのではないかというふうに感じます。

例えば、今、要介護1ですとか要支援の方が何らかの形で身の回りのことがだんだんできなくなってきて、日中は家族が仕事をしている場合に、すぐに施設に入りたいという御相談を受けるケースがあります。けれども、施設ではなくて、もう一つの選択肢として、例えば、24時間訪問介護・看護を入れて生活をするとか、小規模多機能に訪問看護を入れて複合のサービスを提供していく、さらには、先日、質問が出ましたが、予防サービスにプラス生活支援サービスを入れて総合サービスを入れていくなどの議論をしていく中で、すぐに施設ということではなくて、もう少し在宅で頑張っていたらこうというような施策が必要なのではないかというふうに考えております。

それから、将来的な小樽市の介護ビジョンということですが、今まで介護保険事業計画は3年に1度、3か年のスパンでつくっていたのですけれども、高齢者人口の推移を見ますと、やはり、3年ごとの計画はもちろん大事なのですけれども、もっと将来的な10年、15年のスパンを持って考えていかなければならないというふうに感じております。

そのためには、今回の第5期介護保険事業計画で3年スパンの計画をつくるのはもちろんですけれども、将来的に小樽市の高齢者人口がこういう推移でいって、その高齢者に対してどういうサービスを提供するかということを考えていかなければならないと思いますし、それは第5期の事業計画でも私どもも議論したいというふうに考えております。

○鈴木委員

ぜひともそうしていただきたいと思っています。ただ、気になったのですけれども、この前の御答弁で、老人保健施設及び介護療養病床の待機者は、平成22年3月の調査でそれぞれ123名と60名、グループホームの待機者は22年12月の調査で61名という答弁をいただいたのです。それで、先ほど、大体、施設としては足りているというお話をされたのですけれども、実態とはちょっと違うという気がします。そこについてはどうお考えですか。

○（医療保険）介護保険課長

今、老健、療養、グループホームの待機者の話がありましたけれども、平成20年5月時点の調査で、特養で言えば実人数が933名の待機者だという数字が出ております。ただ、実際の待機者数は今言われたとおりなのですけれども、中身といいますか、その方の実際の状態がどうなのかというのが、やはり、市としてもわかっていなければならないというふうに考えています。というのは、特養で言いますと、933名の実人数待機者のうち、在宅で待機している要介護4、5の方は前回の調査で29名でした。残りの309名ぐらいは半年で入りたいと手を挙げたのですけれども、実際には老健やグループホームにいるという方もいらっしゃいます。となりますと、今言われた933名とか療養の60名、老健の百二十幾らというのが、本当に在宅で困っていて老健に入りたいのかどうかというのが市としてはちょっと不明な部分があるのです。特養を例にとりますと、今後、国から特養の待機者の調査がまた来ますので、その際には、実際にどういう状態で今在宅にいるのか、若しくは、老健だとか療養にいて特養に申し込んでいるのかという調査も含めて、もう少し実態を明らかにしたような調査の方法も考えていきたいと思っています。

○鈴木委員

わかりました。

ただ、本当に気になりましたのは、特養だけがサービスのバロメーターではないのですけれども、例えば、いろ

いろな雑誌で、特養への入りやすさランキングが都道府県別に 1 位から 47 位まで出ております。北海道は 30 位なのですけれども、今、本州では、47 位の三重に住む人は 8 位の愛知に、そして、42 位の新潟の人は、入りやすさ 1 位の富山が 0.291 で本当にすぐ入れる状態ですから、近くの入りやすいところに動いているのです。

こういうふうにはサービスの格差が生まれていきますと、それも含めて、市がなるべく定住人口を増やしていこうといったときに、そういう部分も多少は加味されていくのかと思います。ですから、特に、これから高齢者がますます多くなっていく中で、安心感を与えることは必要だと思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。これは、答弁は必要ございませんが、よろしくお願ひします。

◎AEDについて

最後になりますけれども、AEDについてお聞きしたいと思います。

2 年ぐらい前でしょうか、公明党の千葉議員が AED の設置状況を聞いておりましたが、現在の小学校、中学校の設置率はどうなっているかについてお聞かせ願ひします。

○（教育）学校教育課長

AED の小学校、中学校の設置状況でございますけれども、平成 22 年度現在で言いますと、中学校は 14 校中すべて設置しまして、小学校につきましては 27 校中 3 校が設置している状況であります。

○鈴木委員

昨年ですけれども、コナミスポーツにおいて、小樽で最初の AED による救命措置で助かったという記事が載っていましたが、やはり、いざというときには大切だと思います。

それで、まず一つお聞きしたいのは、AED の説明書をこの前見たのですけれども、気温が零度から 50 度の範囲内で、できれば 10 度から 50 度の範囲内と書いてあります。学校や市の設置している設備で冬季にそれを下回るような設置場所はないのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

学校での設置場所ですけれども、おおむね屋内です。玄関横ですとか、職員室ですとか、廊下ですとか、そういったところに設置しておりますので、今、委員がおっしゃるような零度を下回るようなところには設置していないというふうに把握しております。

○鈴木委員

外にでも置かない限りは大丈夫だとは思っております。

最後に、これだけ聞きたいのですけれども、AED は同時期に一斉に設置されました。それで、メンテナンスとして、電池の交換というのが一遍に来ることになるのですけれども、その計画と申しますか、市の施設は予算措置すればある程度いいと思うのですけれども、それ以外のところとかは消防本部で指導するというのを考えていらっしゃるのか、そこら辺をお聞かせください。

○（消防）警防課長

設置された AED の維持管理と申しますか、消耗品の交換時期などでございますけれども、基本的には、設置されている管理者に今後は維持管理していただきたいということで考えてございます。

少し前になりますけれども、平成 21 年 10 月、私有の設置施設の管理者に一堂に集まってお聞きまして、消防本部で適切な維持管理の説明会を実施してございます。そのときに、外観の点検、バッテリーやパッドの更新時期など、それぞれメーカーによって違いますので、それぞれの施設で責任を持ってお願ひしたいという説明をしてございます。

○鈴木委員

管理は設置している責任者にお任せするのだけれども、指導をよくしていただきたいということで、私の質問を終わります。

○委員長

自民党の質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 48 分

再開 午後 3 時 09 分

○委員長

休憩前に引き続き、質疑を再開いたします。

公明党。

○秋元委員

◎国で示している買物弱者対策に係る事業について

私からは、一般質問にかかわりまして質問させていただきますけれども、今回は市長からも、妥当であり、また検討するという大変前向きな御答弁をいただきましたので、非常にうれしく思います。その上で、何点か、確認の意味も含めまして質問させていただきたいと思います。

まず、国で示している事業に対する質問ですが、今回、質問させていただきまして、国の補助事業に応募した団体等も答弁いただきました。本州では大変活発に説明会等も行われておりまして、応募された団体等が何件あるかも伺いました。残念ながら、小樽市としては応募にまでは至らなかったという答弁でしたけれども、議論と申しますか、商工会議所や商店街振興組合連合会がいろいろと検討してきたということだったのですけれども、昨年の夏ごろはどのような検討をされていたのか、お答えいただけますか。

○（産業港湾）田宮主幹

この事業は、正式には地域商業活性化事業費補助金の中の買物弱者対策支援事業というものです。募集期間は11月24日から12月15日でありましたが、そもそも、北海道経済産業局の説明会が開かれたのが11月30日でした。それを受けまして、商工会議所の説明会に私も出ていましたけれども、それを持ち帰って、もし、商店街振興組合とかその事業主体になるところがあれば支援をしようということまでになりました。それから、商店街振興組合連合会、いわゆる市商連では、こういったことを役員会で諮りましたけれども、応募するに当たっては、買物の困難地域とか買物弱者の実態とかも踏まえた上で応募しなければならないということがあり、当然、アンケート調査とかいろいろなこともしなければならないということもありますので、そういったことで準備期間もなかなかない。そういった中で、実際にやるとなると、各商店街でそれぞれということにはなるのですが、各お店でお得意さんを中心に対応しているところはあるのだけれども、商店街全体あるいは市商連全体としてこの事業にシステム的に取り組むというのは短期間ではちょっと難しいということだったそうです。

○秋元委員

募集期間が非常に短かったということで、大変難しい状況だったのだとは思いますが、これまで普通に宅配されている業者もいるというお話でしたので、例えば、この事業に応募するに当たっては、既にそういう事業を始めていて、こういう事業を知ったときに応募できる状況はあったのですか。これから新規の事業としてでない応募できなかったのか、それとも、今まで宅配の事業をやっていたけれども、応募して補助金を受けたいというようなものも可能だったのですか。

○（産業港湾）田宮主幹

実際に応募できる場所というところ、全国的にそうですけれども、新規でやるということなのです。現実問題として応募できたところは、補助金さえつけば事業ができるという準備をしたところであれば、応募もなかなかで

きなかったというのが実態であると思います。

○秋元委員

◎買物弱者等の高齢者対策について

これまで、市でも、さまざまな高齢者対策をやっていると思うのですが、私の知っている限りでは、ふれあい収集で個別のごみ回収もされておりますけれども、例えば、こういうような高齢者対策ですとか弱者対策といえますか、戸別にお宅に訪問して行っているようなサービスにはどのようなものがありますか。

○（福祉）地域福祉課長

今、ふれあい収集で言えば生活環境部ですけれども、高齢者全体ということで私から答弁させていただきます。

ふれあい収集については、市の清掃の職員がみずから行ってごみを回収してくるということで約500件、昨年の秋の会議ではそのくらいの数字の報告があります。そのほか、市の職員がすぐということでないですけれども、高齢者に対する介護や障害者でもヘルパーが行っている人数とすれば、介護保険では約2,500人が訪問介護を受けていますし、障害者でも90人くらいなので、合わせると約2,600人がヘルパーの適用を受けていることになると思います。

○秋元委員

私が訪問して話を聞いた方々は、例えばふれあい収集などのサービスもわかっていない方がたくさんおまして、買物弱者とはちょっと違いますけれども、いろいろとつながる部分があると思います。例えば、自分でごみステーションに出せないのどうにかならぬだろうかという相談をする方と話をしていると、やはり、買物も一人で行けないということで、ある意味、つながる共通の部分があるのです。一概には言えませんが、そういう方々も、担当課の横の連携で、その状況も含めて、買物弱者の人数の把握についても伺いましたけれども、一部そういうふうに含まれているという部分では横の連携も密にさせていただきたいということを要望いたしますので、お願いしたいと思います。

そういうサービスを求められている方にはこういうサービスを知らない方が結構おまして、周知という部分では大変努力されていると思いますし、全員に漏れなくというのは非常に難しい大変な作業だとは思いますが、今後もぜひ周知を工夫していただきたいということを要望します。

今回、従来から市と商業関係者が連携してきた、また、話し合いをしてきたということをお伺いしましたが、例えば、そういうふう話し合ってきた中の結果とか課題というものを、今回、こういう補助事業がありますという通達に来た中で、商工会議所との情報の連携といいますか、これまで市としてはこういう商業関係者との話し合いの中で、こういう要望やこういうものがあるけれども、商工会議所と連携する中でそういう情報の提供といいますか、話し合いの場で議論されるような情報の提供というのはなかったのですか。

○（産業港湾）田宮主幹

先ほども答弁いたしましたけれども、商工会議所の場合は、例えば主体となる商店街といったところがあれば、できる範囲内で支援をしていこうというスタンスであります。

また、私どもから、直接、商店街とか市場とか、いろいろな機会をとらまえてそういった話はしています。そういったことを、こちらからも、商工会議所からこういう要望があったということは、話としては担当者同士でしています。

○秋元委員

そういう中で、小樽市内の商店街の団体事業所で、弱者対策までいかないけれども、宅配をしている件数を伺いましたところ、実は市としても昨年5月にアンケートを行いましたという答弁をいただきました。その中で、全部ではないのですけれども、大型スーパーですとか41の商店街、団体にアンケートをとって、未回答も含めていろいろな回答があったということなのだと思いますけれども、このアンケートはどのような内容だったのか。また、どういうふうに分析されているのか、その結果を今後どういうふうに活用していくという考えでいらっしゃいますか。

○（福祉）地域福祉課長

代表質問で答弁いたしました。アンケートについては、福祉部で平成21年7月に高齢者見守りネットワークを立ち上げたのですが、まずは、その見守りネットワークをさらに広げたい、網をもっとかけたいという部分で、その広がりの中で宅配をやっているようなスーパーや商店街があることを若干なりとも把握していましたので、そういった方々にまずは聞いてみよう、22年度の事業としてアンケートをとりました。アンケートの内容なのですけれども、宅配をやっているかどうか、どんな条件でやっているのか、どのくらいの利用頻度があるのかという簡単なアンケートで答えていただくようにしております。

結果は、本日答弁したとおりなのですが、昨年、見守りネットワーク事業としては、そのプロセス、経過も少しかぶるのですけれども、まずはどこか一つくろうということで、市内の大型店舗、大型スーパーは16店舗あるかと思うのですが、その全店が宅配をやられていたということです。また、アンケートをもらった後に、改めて全店舗を回りまして、責任者と話をさせていただき、見守りネットワークの中身を説明させていただいて、見守りネットワークの趣旨に賛同していただいて、ネットワークにも入っていただいたというようなくくりで22年度としての総括をしました。

今後の活用方法なのですが、昨年、商店街についてはアンケートをとりっ放しという部分もありましたので、23年度以降になろうかと思っておりますけれども、個々にもう少し深く掘り下げて、まだアンケートの回答をいただいていないところもありますので、第2段として、どこまでそういう商店街の取組とネットワークの担当というのは、そういった部分でできるのかというのが23年度の宿題かと思っております。

○秋元委員

今、課長から見守りネットワーク事業のお話をいただきまして、私も、聞いてみたら、大変浸透しているといえますか、ある意味では大きく広がってきていると感じました。ただ、1点、やはり、見守りネットワークとしてやる意義といえますか、ちょっと悲しいお話を聞きまして、それは、あるお宅で、新聞がしばらく入りっ放しになっていて、新聞配達の業者は見守りネットワークにも属していたのですが、実は、単独で判断して新聞をとめたのです。そして、亡くなっているのが1か月ぐらい放置されていたというお話を伺いました。

見守りネットワークは非常にすばらしい事業ですし、やはり、どんどん浸透させていっていただきたいのですが、せっかくこのネットワークに入っていただいても、そういう場に遭ったときにどういうふうに対応していったらいいのか、どこに連絡をとって連携していけばいいのかというのがちょっと行き届いていなかったのかという部分で、非常に残念に思ったのです。しかし、事業自体はすばらしい内容でしたので、ぜひ、周知も含めて、もっと広く多くの方々に参加していただきたいと思っておりますので、また、御苦勞すると思っておりますけれども、よろしくお願いたします。これも要望です。

また、この対策を講じる上で、私は、町会長とかにアンケート調査を行ってほしいということで、先ほど、これまでにもアンケート調査は行ってきたという御答弁をいただきました。今後、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を平成23年度中に策定する予定で、その議論に向けてアンケート調査を行っていくという答弁をいただきましたが、どのような内容のアンケート調査をするのか、方法としてはどういう方法をとって、いつぐらいに、だれが調査を行っていくのかということをお伺いしたいのです。

なぜこういう話を聞くかといいますと、私が話を伺った高齢者の方に、宅配されている大手のスーパーのカタログを見せてもらったのですが、私たちが見れば、いろいろなものが載っていて、あれも買いたい、これも買いたいというのはわかるのですが、高齢者には非常に分厚いものなので全く見ないというお話もありまして、例えば、アンケートをするにしても、あまりたくさんの項目を入れるとなかなか答えづらいという部分もあると思うのです。この辺のアンケートの内容についてはどういうふうを考えられていますか。

○（福祉）地域福祉課長

委員がおっしゃるとおり、3年ごとの計画を見直す時期に来ておりました、平成23年度中に24年度から27年度の計画をつくる段階に差しかかっております。3年前のアンケートでは、外出するかどうかについては聞いていますが、買物に困っているかというような細かい聞き方はしておりませんでしたので、委員からのお話もありましたし、そういう困っている方々がおられるようだというのは全国的な動きでもありますので、もう少し掘り下げたいという趣旨でございます。

具体的には二つのアンケートがございます。要支援、要介護の方々を対象に、日常生活圏域ニーズ調査という、国から中身が示されているものが一つあり、そういったことが介護保険事業計画に大きくはね返ってきます。もう一つは、今の要支援とか要介護を除く方々に対して、高齢者一般のアンケート調査をします。それも、今年は前より少し増やしてそれぞれ1,000人を考えているのですけれども、まずは、新年度になって、公募の委員もおりますので、策定委員会を立ち上げ、そこでアンケートの中身などもなるべく早い時期に御審議いただき、アンケートを出したいというふうに考えております。

○秋元委員

わかりました。たくさんの方が対象になると思うので、時間はかかると思うのですけれども、先ほど課長もおっしゃったとおり、ふだんの買物に非常に御不便されている方が本当にたくさんいますので、ぜひよろしく願いたします。

また、これまで市としても、平成9年度から11年度まで手宮地域でいか電ネットワークの事業をやっていたと伺いました。私も手宮方面に住んでおりますので、いか電ネットワークの事業は聞いたことがあります。実際には採算ベースに合わないので終了したという答弁をいただきましたけれども、11年度以降に議論といたしますか、話合いはあったのでしょうか。

○（産業港湾）田宮主幹

平成11年度に事業を終了した以降、この事業に対して特に話合いが持たれたということはないというふうに聞いています。

○秋元委員

この3年間で行ってきた、いか電ネットワークの予算、利用状況、また加盟店舗数を教えていただけますか。

○（産業港湾）田宮主幹

予算ですが、初年度の平成9年度につきましては、国の補助金2,000万円と、それから、補助金の受入先であります商工会議所の負担金350万円と合わせて2,350万円の予算で行われており、これで、ハード整備も含めてなされました。10年度からは運営費ということで総予算は565万円、そのうち市の補助金が300万円入っております。11年度につきましては、市の補助金は200万円で、総予算については、資料がなくてわかりませんでした。

それから、参加店舗数の関係なのですが、参加店舗は、スタート時点の平成9年度で50店舗、残念ながらそれから徐々に減って行って、最終的には三十数店舗となっております。

それから、売上げの関係については、参加世帯が最初のスタート時点では260世帯あったのですが、これが、会員の拡大ということで、半年後には配達エリア内だけで273世帯までは増えました。しかし、残念ながら、運営していく経費が大変だということで、費用対効果を見ていったときに経費を削減していかなければならないということもあり、配達回数も減るということがありました。それから、ファクスで買物情報を流し注文を受け付けるのですけれども、なかなか応答がないところに対して今後も継続するかという質問をしまして、もうやらないというところを削ったということもありまして、最終的には120世帯ぐらいまでに減ったということでもございました。

それから、売上げの関係で言うと、最初の月が46件の受注で19万円の売上げでした。これが、半年後には197件の受注で76万円の売上げということまでは行ったのですが、さらに1年後には、平成11年2月になりますけれども、

109件で48万円、3年目の終わり近くの12年2月には22件の6万円の売上げという形で減っていったという
ことでもあります。

○秋元委員

わかりました。この事業は、これから取り組んでいく上で課題も含めて非常に参考になる部分が多いと思うので
す。市内にはいろいろな地域があり、たぶん、それぞれのまち、地域によってはいろいろなニーズがあると思うの
ですけれども、ほかの市も調べますといろいろな事業をやっています。では、どこまで市がやっていけばいいのか、
それは疑問がありますし、できる部分も限られてくると思いますけれども、間違いなく考えていかなければならな
い部分だと思います。いか電ネットワークがありまして、これを市でやるかどうかというのは今後の課題になるか
と思いますけれども、例えば、市として、どういうふうに、事業者や商店のニーズに合わせて商売の活性化に結び
つけていくのかというのは、これは、ある意味では大きなポイントだと思うのです。なかなか難しい事業だとい
うことはわかりますし、全国各地を見ても、予算に合わせてもうかっているところは非常に少ないのです。ただ、私
は、今回の一般質問でも言わせてもらいましたけれども、福祉ではないですけれども、安心して暮らせるという部
分では非常に重要な政策の一つなのかと。あまり高額な予算をつけなくても、例えば、今回紹介した1回の宅配に
つき100円でも補助できるようなことがあれば、少しでも利用が増えて安心できるというふうに思えば、いろいろ
考える部分は多いと感じております。

今回、質問の中で、今後の課題を聞いたのですけれども、私も、商店街の方々にも話を聞くと、そういう補助さ
れる事業があるのは知っているけれども、非常に使いにくいという話も聞きます。これまで小樽市が商店街に対し
て行ってきたさまざまな補助事業、助成事業の中で、利用者、商店街がどういうものを求めているのかというアン
ケートはとられているのですか。

○（産業港湾）田宮主幹

事業のあとに、各助成したところからは必ず事業報告書というものをいただいています。その中で、取り組んで
いただいた商店街にはどういう効果があったのかとか、それから、今後どういうふうにしていくか、その上での課
題といったものをお聞きしています。さらに、平成21年度から買物キャンペーンをしておりますけれども、21年度
では43団体とかなりの多くの団体に参加していただきましたので、反省会とか、そういうことがあるときにお声
かけをしていただいて、できるだけそういった場に行って、直接、声を聞いているということをしております。

○秋元委員

利用されている方はそういう話なのでしょうけれども、結局、補助事業があっても利用していない商店街もあり
まして、いろいろな要望や、使いにくい部分や、さまざまな意見があると思うのです。使っていない商店街の方
にもどういったものを望むのかという聞き取りなり、アンケートなりをぜひしていただきたいというふうに思います。

買物弱者対策につきましては、先ほども言いましたけれども、いろいろな事業がありますが、そういうサービス
を行っている商店の名前を載せて配っているところもあります。私もそれを見たのですけれども、それだけで大分
違うというお話もありました。高齢者は、とにかく情報がないことが一番不安に思われている部分ですので、情報
発信の部分でさまざまな努力をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○高橋委員

◎新共同調理場の土地取得と今後のスケジュールについて

それでは、教育委員会にお尋ねします。

予算説明書163ページに新共同調理場土地取得事業費の2億円が計上されております。まず、その事業内容につ
いて、概略の説明をお願いします。

○（教育）学校給食課長

事業内容でございますけれども、本市の 2 か所の共同調理場、新光、オタモイでございますが、昭和44年、昭和49年の開設でありまして、いずれも経年劣化によりまして施設・設備の老朽化などが進んでおります。必要な維持補修などは行っておりますけれども、現在の衛生管理基準に適合する施設が求められておりますことから、こうした施設の状況や市内児童・生徒数の今後の減少傾向などを踏まえ、新しい共同調理場としてこの 2 か所を統合した形で建設することとし、その建設地について取得を行うための事業費ということでございます。

○高橋委員

そこで、2 億円の内訳を教えてくださいと思います。

○（教育）学校給食課長

土地取得事業費の内容でございますけれども、現在、この土地を所有しているのは民間の所有者でございます、その相手方から買い取る費用として計上しているということでございます。

（「だから、その 2 億の内訳」と呼ぶ者あり）

その積算をした関係でございますけれども、予算計上に当たりましては、不動産鑑定士から、当該地も含めた地域の地価調査の価格でありますとか、地価の動向、それから取引事例などを参考意見としてお聞きし、取得可能と思われる金額を計上したものであります。

○高橋委員

質問の意味がとらえられていないと思うのですが、2 億円の内訳、これは幾ら、これは幾らというのを教えてくださいという話ですよ。

○教育部山村次長

今、課長から答弁いたしました土地でございますけれども、土地が 4 筆ございまして、合わせた面積が、端数を切上げますと 1 万 162 平方メートルでございます。それに先ほど言いました単価を掛けたものです。ただ、大きくは、その 4 筆の土地の一つが地価調査の基準値に当たっていることもあり、その単価を算出する際の一つの大きな目安にはさせていただいてございます。場所につきましては、真栄 1 丁目 8 番の 4 筆でございます。

○高橋委員

私の聞きたいのは、この 2 億円という金額は土地を買うお金だけなのか、若しくは、違うものにも使うものなのか。2 億円の内訳はどうなっていますかという話を聞きたいので、そのほかの内容はまた質問します。

○教育部山村次長

土地の購入費だけでございます。

○高橋委員

わかりました。では、順に聞いていきます。

今回は公拡法第 5 条の申出による土地だと伺っております。まず、公拡法というのはそもそもどういうものなのか、簡単に説明をお願いします。

○建設部小紙次長

公拡法についてでございますが、正式には公有地の拡大の推進に関する法律という名前でございます。地方公共団体等における公有地の拡大の計画的な推進を図り、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進を目的として制定された法律でございます。この法律の大きな柱は、都市計画区域内で土地を有償譲渡する場合の届出ということで、委員からお話がありました第 4 条と、第 5 条で、都市計画区域内の土地を地方公共団体等を買ってほしいときの買取りの申出という二つから成っております。

一つ目の有償譲渡する場合の届出につきましては、届出をすることによりまして、地方公共団体等に土地の有償譲渡についての情報を提供し、公共施設等の整備を考えている地方公共団体等に民間の取引に先立って土地の買取

りを協議する機会を与えようとするものでございます。また、第 5 条の買ってほしいときの買取りの申出につきましては、都市計画区域内の一定規模以上の土地について、地方公共団体等による買取りを希望する場合には申出をすることができるという規定になっておりまして、今回の真栄の土地につきましては、第 5 条の買取りの申出によるものでございます。

○高橋委員

それで、この法律に関して、土地所有者にはこの法律の申出によって何かメリットがあるのでしょうか。

○建設部小紙次長

基本的には、土地を売りたいということで、民間との売買等も含めてなかなか交渉にならないということになれば、買ってほしい相手が公共というので一つですという選択肢と、あと、定かではないのですが、租税特別措置法の譲渡所得の金額から 1,500 万円の控除を受けられるメリットがあるというふうに思っています。

○高橋委員

税控除があるというのが一つ大きいことだというふうに思います。

それで、時系列に確認をしたいのですが、昨日も質問に出ていましたけれども、今回、二つの土地を対象にして検討されたと伺っております。奥沢と手宮の二つの土地があったと聞いていますけれども、奥沢の土地はいつという申出があったのか、手宮の土地はいつ申出があったのか、それを教えてください。

○建設部小紙次長

真栄の土地につきましては、昨年 12 月 20 日に届出を受けております。手宮の土地につきましては、今年に入りまして 2 月 8 日に受け付けております。

○高橋委員

真栄の土地は昨年 12 月に話が合ったということで、教育委員会としては、その話が合った段階で、既にその土地に対して検討を始めたということによろしいのでしょうか。

○教育部山村次長

新共同調理場の建設地につきましては、かねてより教育委員会の大きな課題でありまして、総合計画でも前期実施計画に位置づけております。そういうことから、適地の設定については市長部局とも相談をしながら探していたという状況であります。

一方、新しい調理場の姿というか、そういうことがございまして、12 月下旬に届出があったということで、すぐに内部で検討をさせていただきました。そういった中で、新しい調理場としての要件と合致をいたしましたので、その届出の方向性で話を進めていきたいということを総務部に答えたということでございます。

○高橋委員

それで、2 月に手宮の土地の話があった時点では、ある程度、教育委員会としては検討がもう既に終わっていて、これで行こうという時期だったのか、それとも検討中だったのか、その辺を教えてください。

○教育部山村次長

今申しましたように、12 月の土地については内部ですぐ検討したと。1 月 27 日に教育委員会の定例会がございまして、その中で、12 月に届出があった真栄 1 丁目の土地について、教育委員会として正式に選定をするということと決定いたしました。その後、2 月に手宮 1 丁目の土地の公法による届出がございましたので、それにつきましては、教育委員会の内部で、既に教育委員会で決めたところと改めて検証作業をしたという経緯はございます。

○高橋委員

両方とも公法で出てきたものですから、条件としては同じだという観点で、ある程度の選定は決めたいけれども、新たなものが出てきたので、ゼロではないけれども、もう一度検討しようという考え方で動いたということによろしいですか。

○教育部山村次長

そういうことでございます。

○高橋委員

そこで、確認したいのは、教育委員会が、敷地面積 1 万平方メートルが必要だと。そのほかに、土地取得に対しては、建設するための土地取得の条件があったと思います。それぞれの内容ですが、こういう条件で検討した、こういう条件が必要だったので真栄の土地に決まったのかということをお教えいただきたいと思っております。

○教育部山村次長

新共同調理場の建設地の要件として、教育部では三つ大きく考えてございました。一つ目は、施設の統合により 1 か所からの配送となることから、市内の中央部により近い地域を選定する。二つ目に、共同調理場は、都市計画法上、食品工場という扱いになるものですから、施設から周囲へ及ぼす影響、それから、施設に対する周辺環境を考慮していかなければならない。三つ目に、敷地は、施設自体の建設規模、それから、食材納入者や搬送車の出入り、待機スペースといったことから合理的な動きがとれるスペースや土地の形状も必要だということ。この三つを大きな要件として検討した経緯がございます。

そういうことから届出のありました 2 か所の土地について、それぞれ土地の面積と形状について比較し、それから、配送経路、配送時間についても検討し、そして、周辺環境についても検討したということから、検討結果として、真栄 1 丁目の土地は中心的な位置である、そして、施設建設にも制約を受けない、周辺環境も良好であるということから、真栄 1 丁目の土地が建設に適した土地であるという結論に至ったところでございます。

○高橋委員

今の山村次長の説明ですと、条件は三つあったと。一つは中心部に近い地域、それから用途地域の関係が一つ、それから面積が大丈夫かどうか、この三つということですね。

それで、二つの土地を比較した場合に、本当は相対表があればわかりやすいですけれども、それぞれマル・バツでもいいのですが、手宮はどうだったのか、真栄はどうだったのか、今はざっと流して説明されましたけれども、一つ一つ確認をさせてほしいと思っております。

○教育部山村次長

まず、土地の面積と形状についてでございますけれども、真栄 1 丁目の土地につきましては、全体面積としては 1 万平方メートルでございますので、それが合致をしているということがあります。一方、手宮 1 丁目の土地も、届出面積は 1 万 3,000 平方メートルで面積的にはいいのですが、そのうち 4,500 平方メートル程度はがけ地になっているということで、実際の平たんな土地は 8,200 平方メートルぐらいとなります。土地の形状では、真栄はほぼ長方形の整形地であること、一方、手宮は、形が少し L 字型といいますか、くさび形になっているので、そういうことからいきますと、土地の面積では真栄 1 丁目はぎりぎりなのですけれども、土地の形状からいけば整形の土地である真栄 1 丁目のほうがすぐれているというふうに考えました。

配送経路、配送時間の関係では、真栄は中心部にあるということが一つあります。一方、手宮は厩町になるので、どちらかというとなりのほうになるので、中心部にはなりません。しかし、臨港線を使えばそれほど遜色はないということで、この部分についてはイーブンだというふうに思います。

それから、周辺環境ですけれども、それぞれ用途地域は工業地域ということで、調理場としての建築制限はございません。しかし、周囲の状況を見ますと、真栄は隣接しているところが空き地になっていまして、空き地を挟んで住宅地があるということで、近接するところには住宅地はないということです。一方、手宮は、隣接しているところに住宅地が張りついているような状況です。そういうことから、周辺環境としては真栄のほうがやや優位であるということで、総合的に、特に土地の形状から真栄 1 丁目の土地が適しているという判断をしたところでございます。

○高橋委員

大分わかってまいりました。

それで、建設部に伺いますけれども、恐らく、教育委員会から、この土地の敷地面積に対する建物の位置だとか、はまるかどうかという形状の上からもいろいろと検討をされたというようなお話を聞いていますけれども、その検討内容をもしお話しできるのでありましたら確認したいと思います。

○建設部小紙次長

新共同調理場の実際の配置計画等々につきましては、教育委員会と連絡をとりながら一緒に考えた経緯がございまして、基本的に、建物はいわゆる平家建てですから建築面積は3,000平方メートルぐらいの規模になるだろうということと、大型の配送車が入り出すということで、その転回広場が必要だということ、あるいは、敷地がそれなりにありますので、冬期間の除雪なんかで雪の堆積場等も必要だろうということで、トータル的に配置計画をいろいろ一緒に検討させてもらったということでもあります。

○教育部長

先ほど、山村次長の答弁で、三つの観点から検討したということで申し上げました。その中で、やはり一番大きいのは、新共同調理場の建物の面積として、9,000食の能力を持つ調理場をつくる、そして国の環境衛生基準をクリアするということからしますと3,000平方メートルぐらいの広さが必要だということなのです。もう少し具体的に言いますと、建物そのものは45メートル、65メートルぐらいになるだろうというふうに想定しています。

そうしますと、簡単に言いますと、手宮1丁目の土地は先ほど申しましたとおり、くさび形にがけがちょうど真ん中辺に食い込んでいる部分がありまして、45メートル、65メートルを現状のままで確保することはちょっと困難な状況なのです。そのがけを削って平らにすれば可能だと思うのですが、現状のままではこれを入れるということは困難であることから、先ほど申し上げた立地の部分だとかも含めて真栄1丁目のほうが適当だという判断をいたしました。

○高橋委員

確認ですけれども、土地所有者によって影響を受けたということではなくて、あくまでも土地の条件、それから、三つの条件、それから、部長が言われたように具体的に仮想した建物がきちんと配置できるかどうかも含めて、そういう客観的な検討をした上で決めたということでしょうか。

○教育部山村次長

土地の所有者は、いずれも小樽市外の法人でございますことから、特にそのことによって違いが見いだせるということはないと思います。そして、それ以外の要件はちょっと思い当たらないわけですが、あくまでも、先ほど部長が申し上げた観点で判断をさせていただいたということでございます。

○高橋委員

わかりました。そのとおり受け止めております。

それで、先ほどの事業費に戻りますけれども、この2億円と算出した根拠をもし示せるのであれば示していただきたいと思います。

○教育部山村次長

先ほど簡単に触れましたけれども、近隣の土地の事例など、不動産鑑定士から参考意見を徴したと。それから、一番大きいのは、当該地に地価調査の基準値があるということです。現価と言うのですか、時点修正などもございますので基準値の地価調査価格は昨年7月だったので、反映されるかどうかも含めて、総合的に判断して一定の単価を想定し、面積は1万162平方メートル程度ですので、それを乗じたということでございます。

○高橋委員

わかりやすく聞きますけれども、実勢価格よりも飛び抜けて高いだとか安いだとかということではないのですか。

あくまでも、一定程度そういうものを考慮して、要するに税金を使って土地を買うわけですから、問題がない単価ですということをきちんとと言えるということによろしいのですか。

○教育部山村次長

先ほどの答弁につけ加えますが、これは、あくまでも土地の価格という考え方でございます。現在、当該地には建物がございますけれども、その除去については先方で行うということで、公払法の届出でも条件として明記しておりますので、その費用は相手方ということになってございます。

○教育部長

御承知かと思いますが、真栄 1 丁目は旧雪の花酒造の土地ですので、今も当時の工場が残っておりますけれども、更地にして買うことをまず一つの前提条件にしております。今、この基準値になっていることは申し上げたのですが、実は、基準の一覧でも公表されているものですから、基準値番号は小樽 9-1 です。昨年の基準値の金額では 2 万 2,000 円です。先ほど、鑑定士と相談させていただいたというのは、小樽は、ここ毎年、下落率がありますから、土地の形状だとかをどういうふうに見るのだろうかということで、鑑定士から参考に聞いて、それで、今回、予算計上しているということでありまして。

いずれにしても、この予算が通った段階で土地所有者と具体的な交渉に入っていきますから、その段階では、管理費で予算計上しています鑑定を正式に依頼し、市の評価委員会を通して、私どもとしては第 2 回定例会で契約議案をお願いしたいと思っております。

○高橋委員

今の部長の説明は非常にわかりやすかったので、わかりました。

先の話が出ましたので、今後のスケジュールを確認したいのですけれども、この予算が今定例会で通ったとして、具体的にいつまでに土地所有者と打合せをするのか、いつまでにその契約を結ぶのか、その辺の内容を教えてくださいたいと思います。

○教育部山村次長

先ほど申しましたように、第 2 回定例会で土地の売買契約の議案を諮ることを目指しておりますことから、日程を逆算してまいりますと、今回の土地取得費の議案を可決していただきまして、その後、新年度に入ってすぐ鑑定依頼をして、鑑定評価をして、評価委員会で取得の最終決定の値段を決めていただくと。相手とは仮契約をその時点でしていきたいと考えております。仮契約をして、それに基づいて土地取得のための準備に入っていくことになります。そして、第 2 回定例会で契約の議案を提出させていただきたいというふうに考えております。

○高橋委員

土地取得後、いよいよ上物の建設工事という話になるのですが、まだ具体的に計画されていないかもしれませんが、もし予定がわかっているならば、着工予定はいつからなのか、いつまで完成させる予定なのかというのを、もし決まっていたら教えてくださいたいと思います。

○（教育）学校給食課長

土地取得以外の予定でございますけれども、平成 23 年第 2 回定例会での御審議をお願いしたいと考えておりますけれども、基本設計、実施設計につきまして、第 2 回定例会以降、年度内の 24 年 3 月までの期間で行いたいと思っております。

それから、先ほどの土地の引渡しを受けた後、おおむね秋の時期になりますけれども、12 月までの期間に地質調査を行いたいと思っております。その後でございますけれども、24 年度にそれぞれ議会での手続もお願いしつつ、施設の建設着工に入りまして、おおむね 25 年 6 月末ぐらいがめどになるかと思っておりますけれども、施設建設を終え、その後、必要な準備等もございますので、そういうことを行って、おおむね 25 年度内の 2 学期が一番早い供用開始時期かというふうに想定しております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

◎共同調理場について

○佐々木委員

私の聞きたいと思っていた共同調理場に関する質問については全部取り上げてくれました。そこで、全体を含めた確認をしておきますけれども、基本設計、実施設計等について固めていくということでもありますけれども、イメージとしてどういう絵姿になるのかを教えてください。

○（教育）学校給食課長

今、設計に入る前までに、ある程度、骨格的なものを固めていく必要があると思っております。基本的には、安全な学校給食を提供するというので、国の学校給食衛生管理基準に適合する施設といたします。共同調理場の床などはドライシステムを当然採用いたしますし、空調設備で温度、湿度の管理も行って細菌の繁殖などは抑えていきたいと思っております。それからまた、調理区域等は汚染区域、非汚染区域をはっきりと明確に分離する構造として、調理をする食材料も納入から調理品のでき上がりまでワンウエー方式という一方通行で後戻りをさせないような安全管理をし、徹底していきたいと思っております。また、給食の配送口などへも、配送車への害虫の侵入防止ということでドックシェルターなども設置して、より安全性の高い施設にしたいというのが根本的にございます。

それからまた、新たな調理設備なども導入しまして、給食内容の充実にも結びつけていきたいと思っております。今までですと、調理がまによる煮物やいため物、それから、フライヤーなどによる揚げ物が中心とならざるを得ませんでした。今後は、焼いたり、若しくは蒸したりといったことができるような調理機械の導入でありますとか、それから、あえものにつきましては新たに設置をし、サラダの内容、そうしたものを増やしていきたいというふうに考えております。

それからまた、1か所の共同調理場から全市の配送となりますので、適温の給食に配慮した食缶だとかバット、そうした調理備品などについても検討してまいりたいと思っております。

○佐々木委員

先日、岩見沢の共同調理所で食中毒問題がありました。それで、恐らく調査の連絡は来ていると思っておりますけれども、現在のオタモイと新光の共同調理場についての点検とございますか、調査は来ているのですか。

○（教育）学校給食課長

現時点で道教委からの調査というものはまだございません。

○佐々木委員

食中毒の関係については終わります。

◎財政問題について

では次に、代表質問の関係で、再質問を留保して委員会ですと申しておりますので、何点かそれに関係して質問します。

一つは、財政問題についての部分ですが、平成23年度の予算における歳入の構成比とその特徴について質問しました。市長からの答弁は、平成21年度決算を基に道内主要都市の平均と比較し、歳入全体のうち市税が占める割合が3割に満たないのは共通しているが、本市は市税よりも地方交付税の占める割合が高いのに対して、主要都市平均では市税の割合のほうが高く、本市の交付税依存度の高さが大きな特徴だという表現の答弁をしているのですが、これで間違いありませんか。

○（財政）財政課長

委員の御質問のとおりでございます。歳入の構成比において交付税の占める割合が多いことにつきましては、

それだけ依存度が高いということになりますので、そういう意味では、委員の御質問の中にもありましたけれども、地方財政計画を含めた国の毎年度の諸政策の影響を受けやすいということが言えるかと思います。

○佐々木委員

それで、飛び抜けているわけではないのだろうと思うのですが、ほかのところは、地方交付税頼みよりも、市税がある程度潤沢ではないだろうかと思うのです。という特徴を述べられておりますけれども、このことによる市財政への影響の部分についてはどのような評価をされていますか。

○(財政) 財政課長

今も答弁いたしましたけれども、やはり、依存度が高い分だけ国の政策に左右されるというふうになりますので、常に国からいろいろな情報を集めたりして財政運営に努めているという状況です。

○佐々木委員

それで、この機会ですので、主な財政指標のうち、次の2点について確認させてください。

一つは、財政力指数についてお示しし、説明をいただきたいと思います。

○(財政) 財政課長

財政力指数についてでございますが、財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す数値でございます。普通交付税の算定基礎となります基準財政収入額を基準財政需要額で除して得られた数値の過去3年間の平均値ということになりまして、一般的に財政力指数が大きいほど財政力が強いと言われております。

平成22年度決算がまだ確定しておりませんので、21年度決算の数値で答弁させていただきますが、本市の財政力指数は0.477でありまして、標準的な行政サービスを提供するために必要な経費を市税等で47.7パーセントしか賅えていない、52.3パーセントを国からの普通交付税に依存している状況にあるということでございます。

○佐々木委員

硬直化しているという部分が明らかですね。

続いて、問題は経常収支比率ということですね。この部分についても同様に示し、御説明願います。

○(財政) 財政課長

経常収支比率についてですけれども、経常収支比率とは、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標でありまして、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に、地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源がどの程度充当されているかというものを割合で示したものでありまして、一般的に経常収支比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいると言われております。

本市の平成21年度決算の経常収支比率でございますけれども、20年度と比較いたしまして0.5ポイント改善しております。ただ、98.1パーセントとなっております。本市の財政状況は臨時的経費に使える財源が少ない、硬直した状況が続いているというふうに言えるかと思います。

○佐々木委員

硬直化が続いているということなのですね。

◎市税収入について

それでは、質問を変えます。

市税収入について聞きました。個人市民税、固定資産税の見込みについての答弁で、個人市民税については、長引く景気低迷の影響などから個人所得の減少傾向が続き、全体で1.7パーセントの減となっている。固定資産税については、不動産取引の低迷が価格に影響を及ぼし、依然として下落傾向が続き、5.6パーセントの減としたということでもありますけれども、これに間違いありませんか。

○(財政) 税務長

そのとおりでございます。

○佐々木委員

そこで、毎回、財政上の問題で出てくるのですけれども、やはり市税収入の増がキーポイントなのだろうというふうに思います。収入増に向けた取組についてどのような手だてをとろうと考えているのですか。

○(財政)市民税課長

確かに、ここ最近といいますか、平成19年に所得税からの税源移譲があったときは、国から3兆円の税源移譲があった関係で税収が一時的に増加したということがありますが、その後は景気の低迷が続いているということで、税収もそれに合わせて減少傾向が続いているところであります。それに対して、我々としては、あくまでも税収を伸ばす要素としまして、個人所得、あるいは企業収益、あるいは設備投資の増加ということが重要な要素だと思っておりますので、国が行う景気対策について期待しているとともに、国や道が行うそういう景気対策に連動したような市で行う経済・雇用対策事業に力を入れて、地場企業の景気の回復等を図っていかなければならないものだというように考えております。

また、景気に左右されるという税収であっては困るということは、全国各地方自治体のどこも考えていることでありまして、これについては全国市長会を通して、安定的な税源を確保できるような税制体系をつくってもらうように国に呼びかけて要望しているところでありまして、23年度の税制大綱でも偏在性の少ない税源を確保するという国でも検討するということが打ち出されております。そういうことに期待をしていきたいというように考えております。

○佐々木委員

ありがとうございます。

◎平成22年度の決算見込みについて

では、質問を変えます。

平成22年度の決算見込みについて質問いたします。

これは明確にできないかと思えますけれども、今後、例年どおり一定程度の歳出における不用額を見込むことができるので、22年度決算における黒字化は確実になったと考えている、こういうふうに答弁しておりますが、一定程度というのはどの程度の不用額を見込むことができるのか、この辺について伺います。

○(財政)財政課長

平成22年度の決算見込みについてでございますけれども、歳入では、市税収入が予算額を確保できそうな状況にあるということで、黒字の要因としましては、毎年、歳出において一定程度生じる不用額がどのぐらいになるかということになるかと思えます。

ただ、現時点で見込まれる公債費や職員手当等につきましては、もう既に不用額を減額計上しておりますが、その他の経費の不用額については現時点で把握しきれない状況にありますので、今の段階で黒字の程度を答弁することは難しいかと思えます。

○佐々木委員

わかりました。

◎平成23年度予算について

それでは次に、平成23年度予算の総合評価について伺いました。市長の努力も含めて一生懸命やったということで、答弁では、作業に当たっては、新規事業を含め、政策的な予算について可能な限り新しい体制の下で判断をいただくことに、また、できる限り一般会計の赤字解消を確実にします、こういうふうに言っているわけですが、赤字解消を確実にするためにどのように手だてを考え、どのようなことをしていますか。

○財政部長

今定例会には、平成22年度最終の補正予算も一緒に出させていただいておりますので、まずは22年度の補正予算

で赤字解消を確実にお見せしたいということが一つでございます。それを踏まえる中で、新年度予算でも単年度収支の均衡がとれないということになりますと、また実質的な赤字に戻るということになりますので、23年度の当初予算におきましても、一般会計については収支均衡を何とか図りたいということでございます。最終的に収支均衡を図るために、やはり、他会計からの借入れは必要となりましたけれども、赤字解消という意味から見ますと、何とか工夫ができたのかというふうには思っております。

○佐々木委員

それでは、その中で、ソフト事業や補助事業を中心に一部の予算計上は見送ったものの、既に計画にある事業や懸案事業など、それらを含めた財源確保には大変苦慮した、こういうふうに述べておりますが、予算計上を見送った事業とその理由がわかれば教えてください。

○（財政）財政課長

個別の事業になりますとちょっと数が多くなりますので、考え方について答弁させていただきます。

ソフト事業ですとか補助事業というのは、一般的に政策的な要素が強いということがありますので、まず、事業の実施時期が7月以降のものについては、基本的にも計上時期を夏以降にするというふうを考えました。ただ、事業の実施時期自体は7月以降であっても準備のための経費が必要な場合もありますし、団体などへの補助金で、団体に自主財源がなくて市からの補助金を受けなければ事業の実施や団体の運営そのものが困難となるような場合については当初予算に計上したということでございます。

○佐々木委員

財政については終わります。

◎少子社会への対策について

もう一つは、少子社会について質問しましたが、確認の意味と決意のあたりを聞きたいと思えます。

今後の人口増に向けた対策について質問しますが、答弁では、まずは、人口減少に歯止めをかけることが大事であると考えています、こういう答弁でした。また、人口対策には特効薬がありませんが、産業振興策による既存企業の活性化や起業支援、新たな企業の誘致を進め、地域経済の振興によって雇用の場を維持、創出し、特に若年者の流出をとめることが重要であると考えております。また、これに加え、医療をはじめとする生活環境の整備や子育て支援のほか、移住促進などの取組を総合的に、かつ着実に推進していくことが必要であるものと考えております、こういう答弁があったのです。

これは、以前も、人口増の問題については総合的にかつ着実にというお話は聞きました。それで確かめておきたいのですけれども、総合的にかつ着実に推進していくということについて、そのためにどのような手だてで考えていくのか、この辺についてお聞かせください。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

代表質問で市長から答弁させていただきました、人口減少に歯止めをかける取組を着実に推進していくということで、着実に推進していく手だて、決意といった旨の御質問についてですが、2月には国勢調査の速報値が出まして、今後、国勢調査の詳細な中身といいますか、人口動態にかかわる男女の比率ですとか、世代別の動きですとか、また、どこの地域への移動、どこからの移動といったものが今後明らかになってきます。そういった中で、出てくる人口動態についての分析を進めながら、委員も言われておりましたように、人口対策は本市の大きな課題でもありますし、また、庁内各部にもまたがると思いますか、関連してくることでありますので、人口対策事業について、そういった分析とともに、今後、全庁的に取り組んで進めていかなければならないというふう考えております。

○佐々木委員

それで、こここのところでは、本市においては、これらのほか、若者の流出による子育て世代の減少が大きな要因だ、こういうふう述べておりますけれども、流出を食い止め、それから呼び戻す手だてとして、以前にはIター

ン、Uターンというような事業も取り入れてやってきたのではないかと思いますので、そのためにどのようなことを考えているかという部分について再度お尋ねいたします。

○(総務) 企画政策室川嶋主幹

次は、少子化の主な原因ということで、本市の大きな要因としては、子育て世代の流出が大きいということで答弁させていただきましたけれども、この対策についてであります。

まずは、これまでも、国の緊急雇用対策事業ですとか、今年度、そして来年度も予定しております新規高等学校卒業生への奨励金の事業といったもので、まずは雇用、若い世代、子育て世代が流出しないような雇用の場を維持、創出していくことが大事だというふうに考えております。

また、今、委員が言われましたIターン、Jターン、Uターンで外から人を呼び込む事業といいますか、施策ですが、これも20年ぐらい前にはよく耳にした言葉で、最近はなかなか聞くことがありません。ただ、現在、これをローマ字で書くとI J U (移住) ということで北海道でもI J U (移住) 情報センターという移住政策の中で取り入れるような形でやっておりますので、そういったものと連動しながら、外から本市に来ていただけるような施策も進めていきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

本当に手をこまねていられないということと、やはり、元気なお年寄りとお若者が一緒に育っていく、そういう小樽のまちを目指していきたいというふうに思っています。

◎除雪について

最後に、除雪について聞いていきます。

今、真っ盛りでお疲れのことだと思います。1月からの大雪で、今までの除雪の具体的な内容がわかれば教えてください。

○(建設) 雪対策課長

まず、今年度の初雪は平成22年10月26日となっております。また、除雪車の初出動日は11月30日で、ロードヒーティングにつきましては11月12日から稼働しております。11月、12月の除雪については例年並みでしたが、本年1月4日からの連続した降雪により、1月10日から、順次、幹線道路の排雪作業に入っております。また、1月末、2月10日、2月19日の大雪にも同じように除排雪作業によって対応してまいりました。

○佐々木委員

その次に、今回、2億円の補正をしたわけですが、補正前の執行状況についてお示してください。

○(建設) 雪対策課長

今年度の累積降雪量は、補正前の2月15日現在で496センチ、昨年は同じ時期で438センチ、プラス58センチとなっております。1月の連続した降雪と、さらに、気温が低い状況の中で、先ほど説明いたしました除排雪作業を行ってきましたので、2月15日現在で予算の約8割を執行いたしました。

○佐々木委員

今の状況はわかりました。

それで、これまでの中で、恐らく市にも苦情が行っていると思いますけれども、この間の、これまでの苦情処理についてお聞きしたいと思います。苦情内容と件数、前年度と比較して今つかんでいる分があればお示してください。

○(建設) 雪対策課長

苦情についてでございますが、今年度は、2月23日現在で2,200件ございました。昨年度は3月末で1,496件でしたので、2月23日現在で平成21年度の約1.5倍も多い状況となっております。

苦情内容といたしましては、除雪依頼が、今年度は2月23日現在ですが760件、21年度は387件なので、約2倍になっております。除雪後の苦情は、今年度は311件、21年度は282件、約1.1倍です。排雪依頼ですが、486件

が今年度でございまして、昨年度は188件、約2.6倍となっております。

○佐々木委員

私のところには、民主党、何とか雪を降らすのをやめろと、こういう声も聞こえてくるのですが、本当に切実な問題というか、間断なく降っているわけですから、すごく苦勞しているのだと思います。

それで、今年だけでないのですけれども、除雪体制が4ステーションから6ステーションに変わりましたね。地域総合除雪体制にしたということで、ねらいはきめ細かな除雪をするというふうにしておりましたが、現時点での効果はどう評価されますか。

○（建設）雪対策課長

地域を分割してステーションを二つ増やしたことで、パトロール体制が強化されたと思っております。また、道路状況の把握が的確に行われるなど、きめ細やかな対応はできていると考えております。

○佐々木委員

課長とは乖離があるような感じがします。その辺のところは、やはり受け止めているほうと現地では違っていて、現地に来てみると、電話でこういう声がいっぱい来るわけです。そういう面では、一生懸命に細かくやっているという話ですけれども、一生懸命やっているという評価の部分で、市民と受止めの乖離があるのかという感じがします。

そこで、いよいよ補正を組むことになりました。先ほど執行状況は80パーセントと言いましたけれども、補正を組むに至った経緯と、今後、どのような事業をするのか、何をするのかを伺って、終わりたいと思います。

○（建設）雪対策課長

先ほども申し上げたとおり、今年度は雪が多く、今後の除排雪作業を考えると、委託費の6地域総合除雪及び中央埠頭基部外雪処理場の管理費で1億8,500万円、貸出しダンプ等で1,500万円の不足が予想されました。今後は、特別な作業などを計画しているわけではございませんので、通常の除排雪作業を考えております。

○佐々木委員

本当に、以前は、市長の答弁ではないですが、金がなくてもやれというふうに、ばんばん大見えを切った部分がありますけれども、これだけ雪が降ってくると、やはり苦情も多くなり、特に道路の雪の据え置きと言うのか、そのところについてはいろいろ問題があるということです。

それから、天気がいいのに雪をかきに来ているとか、そういうようなタイミングというのか、この辺のところは合わないという感じもします。6ステーションに分けたわけですから、その辺は十分気を配りながらやっていただきたいというふうに思います。

○建設部飯田次長

先ほど、佐々木委員から、苦情も非常に多くてきめ細かな対応ができていないというお話がございましたが、今年につきましては、補正予算も先議をさせていただいたということで、豪雪の中で苦情が非常に増えているというふうに我々は考えてございまして、決してきめ細かな対応ができていないということではないというふうに御理解を願いたいと思います。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会の質疑に移します。

○吹田委員

◎議員共済会負担金について

まず、今回の予算で議員共済会負担金ということで大変大きな金額が計上されました。これは、基本的には議員年金の破綻で整理したのだらうと思いますけれども、この予算計上に当たっての経緯、また負担の算出根拠、それ

から、その支払財源については財政で把握していると思いますので、よろしくお願いします。

○（総務）総務課長

私も知る範囲で答弁させていただこうと思っておりますけれども、まず、1点目の経緯でございますが、一番の根本は、国から平成の合併をなささいという形になって、地方議会の議員数がかなり減ってきた部分があるようでございます。そういう前提があって、そのままにしておくと、市町村の議員共済が平成23年度にも破綻するということがございまして、総務省として、平成21年3月に学識経験者を入れた地方議会議員年金制度検討会ということで、今後の地方議会議員年金制度をどうしていくかという検討をいたしました。その中で、存続案と廃止案が出されまして、それを踏まえまして、今度は、それぞれの議長会との協議を経て、今回、総務省の見直し内容を踏まえて、その法案が今の通常国会に、まだ提案されていないようではございますけれども、提案される予定になっていて、その廃止は平成23年6月1日にするというところで聞いてございます。

あと、財源措置につきましては、これは、国で負担するつもりは全くないようございまして、議員の掛金が6月以降はなくなりますので、今までの分でもう権利を取得している12年以上の方がいて支払義務が出てくるわけですから、その部分については、全額、地方負担ということで整理されてございます。その地方負担の裏に、交付税で基準財政需要額がございまして、理論上、国としては、その中に入れていくような形になってございます。

○吹田委員

本当は算出根拠を言ってほしかったのですが、これは、何か議員の人数に掛けてくるのだということにして、単純計算をしますと、平成23年度は1人447万円払え、翌年度は313万円払えというふうに来ているということなのです。私は、これについて、国からお金が来るのだという話なのですけれども、本当に全部来るのかどうか。特定財源で来るのだっただけですが、そうでない限りは市税から支出するのかと思っております、この辺を心配しているのですけれども、財政はどうでしょうか。

○（財政）財政課長

議員共済会負担金に関する交付税措置という観点で答弁させていただきますが、本年1月25日付けの総務省からの事務連絡文書によりますと、地方議会議員年金制度の見直しを前提に、平成23年度に地方公共団体が負担すべき額として、制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する経費1,301億円を含む1,347億円を地方財政計画に計上することとしたという通知が来ております。

地方財政計画の内訳を見てみましたが、確かに、給与関係経費のうち、地方議会議員共済会負担金は、22年度が240億円であったのに対しまして、23年度は1,347億円と5倍以上の増となっております。この地方財政計画は、地方団体の毎年度の財政運営の指針ということで、これに増額として盛り込まれたということは、一定程度、交付税の増も期待しているのかというふうには思いますけれども、これはあくまでも全国ベースの試算になりますので、自治体ごとの交付税の影響については、今後、これからの算定作業を経て明らかになってくるのではないかと思います。

○吹田委員

私たちにすれば、市税で出ていくのか、国税で出ていくのかという話でございますので、この辺については若干問題があるだろうと思うのです。これは、国全体が動くことについては、こちらでどうのこうのと言ってもだめかという感じもするのですが、この辺のことにつきまして、そういう面では負担が人数に合わせて来るのだから人数を減らしたいという現状でありまして、これは今、過去債務という言い方を国がしているのですけれども、過去債務という考え方はどういうものですか。

○（総務）総務課長

過去債務とは、年金用語の一つだそうです。そして、議員年金の場合は、今回、制度を廃止するわけですが、制度の廃止に伴いまして、今後、受給者等に支払わなければならない額を債務としてとらえたものだというこ

とです。

○吹田委員

これにつきまして、もう少し国民的論議が必要だと思います。

◎調理場の土地取得について

続きまして、教育委員会に質問しますが、新共同調理場土地取得事業費の関係ですけれども、これにつきましては、恐らく今までも物色していた部分があると思うのです。今回、市に売りたいと言ってきたということは、逆に言えば、市では安く買えそうだという感じの部分はあるのでしょうか。

○教育部山村次長

安くということよりも、先ほど申しましたように、新しい共同調理場として三つの要件を考えてございまして、それに合致するかどうか大きなポイントだと考えております。そういった中で、合致して、なおかつ安ければよしというふうにも思っていますので、今後の相手方との交渉においては、その辺のところも含めて進めていきたいというふうに考えています。

○吹田委員

今は2か所ある共同調理場が新しくできるのですが、共同調理場に対する納入業者の搬入方法について、今までのものと、これからやる場合について何か変わることはあるのでしょうか。

○（教育）学校給食課長

食材料の納入の関係でありますけれども、主に共同調理場に参りますのは、共同調理場で作成する調理品にかかわるおかず等の部分でございます。主食等は各学校に直送されておりますので、それ自体の変更はございません。お話がございましたように、今までは2か所への配送ということで、今度は1か所とになりますけれども、特段の支障などは生じないものというふうには思っております。

○吹田委員

そうしますと、今までの納入業者の関係でのやり方は基本的に変わらないと思っております。主たるものについては直接配るものもあるということでございまして、その変更はないということで確認してよろしいでしょうか。

○（教育）学校給食課長

基本的に、その日の調理品については、原則として、当日の朝、納品していただき、その後、調理して出す形でございますので、給食の形態自体の変更は特にございませんので、大きな変更は特段生じないというふうに思っております。

○吹田委員

◎統合協議会について

次に、先日のお話では、統合協議会で統合後の校名の関係を論議するということなのですが、統合協議会はいろいろなところから集まってきてやっつけやっつけなのか、それとも特定の場所や地域の方がやっつけやっつけなのか。それから、学校では、こういう変更については教育委員会が動いていっしょという言い方をしているのですが、これについては、統合協議会できちんと決めれば特に問題がないと考えるのですか。

○（教育）荒木主幹

今、御質問のありました統合協議会についてですけれども、今回、量徳小学校の関連で、統合協議会としては二つの統合協議会を設置いたしました。一つは、花園小学校・量徳小学校統合協議会、もう一つが量徳小学校・潮見台小学校統合協議会、この二つを設置いたしました。

昨日の一般質問でも答弁させていただきましたけれども、校名、校歌、校章については統合協議会で協議すべき事項として掲げております。実際には、この統合協議会に校名に関する部会を設けまして協議していくこととしております。

それから、統合協議会ではどういう方をメンバーとして構成しているのかというお尋ねですけれども、仮に花園小学校と量徳小学校の統合協議会であれば、地域の方については、関係する校区の方、町会の方にお集まりいただいているということになります。それから、保護者は、当然、各関連する学校の保護者となります。同じく量徳小学校、潮見台小学校についてもそのような形で参加いただいて統合協議会を設置しております。

○吹田委員

校名につきましては、特に、そういった全体的な、変更を含めた場合の合意が必要かと思うのですが、この辺については、統合協議会だけで決めるという形なのでしょうか。それとも、もう一つ何かプラスされるものがあるのでしょうか。

○教育部副参事

今回の学校再編に当たりまして、新しい学校づくりという観点の中で、学校名という部分は保護者、町会の方等が集まる中で協議をしていこうということと考えてございます。先ほど主幹から申し上げましたとおり、校名等の変更をするか否かも含めて、統合協議会で一定の議論をしていこうというふうには思っておりますけれども、その前段といたしまして、私どもは、これまで適正化基本計画をつくるに当たっての地域説明会、それから、懇談会の中でも参加した皆さんに、校名、校歌については統合に向けて協議していくということを説明しながらこの間進めてきて、現在、それぞれ個別での話し合いをしている状況でございます。そして、量徳小学校の関係では、このように二つの統合協議会ができて、そこで話し合いを進めていこうというふうに考えてございます。

○吹田委員

この辺につきましては、やはり、皆さんも若干の不安な部分がありますから、十分配慮しながら進めていただきたいと思います。

◎学力向上について

あと、先日の一般質問で、学力の向上については若干上向きになっていますという答弁がございましたけれども、ここで、点数的に出ている部分がありますので、この辺は、子供たちに努力がないということよりも、進める側の教師が、このくらいのレベルに上げたいとか、このくらいの期間でやりたいとか、そういう中での目標を持っているほうがいいと思うのですが、その辺について、今後、お考えになるかどうかお聞きます。

○（教育）指導室主幹

各学校での児童・生徒一人一人の課題はさまざまでございます。本調査については、例年、その問題の調査の難易度等に違いがあることから、一様に目標値だとか期間というのを設定することではなくて、各学校では、児童・生徒がみずからの学力だとか学習状況の把握とその改善に努める一助としてこれを活用するという事で、現状よりもさらに向上するようという事で努めております。

ただ、第6次小樽市総合計画の中で、子供たちの学ぶ意欲を、全国学力・学習状況調査の学習状況で、子供たちが国語、算数、数学を好きだという学習の意欲の部分を一つの指標にしまして、それを平成30年度までに60パーセントにという目標を掲げて、一歩でも二歩でも学力の向上を図れるように努めているところでございます。

○吹田委員

これは大人の教員の方々がきちんと目標を持ちながらやると。たしか自分達がそうだったのですけれども、高校時代は学校の教員がどこの大学に何人入れるのだと一生懸命頑張っていたということもありまして、やはり、そういう目標をみんなにしっかり持ってもらいたいと思います。

◎一般会計から病院事業会計への繰出しについて

次に、病院事業会計への一般会計からの繰出しについての参考資料を出していただいたのですが、全体的な部分と繰出額と、それから、それに対応した交付税の関係とか、そういうものの金額とか運用などの内容について、あらあらのことを説明いただきたいと思います。

○（財政）笹山主幹

お手元に配付しております資料についてですけれども、これは、平成13年度から平成22年度まで10年間の病院事業への一般会計繰出金と普通交付税に係ります病床割の推移ということで載せてあります。

繰出金に対して交付税措置されるわけですが、病床割は大体6割程度になっておりまして、この表だけで見ますと、大体3割ぐらいが病床割で補てんされている形になります。病床割のほかにも、例えば、救急医療に対してとか、精神医療に対してとか、そういった交付税措置もありますので、それを考えますと、3割ではなくて大体6割程度の交付税措置がされているという形になります。

それから、この表について注釈したいのですが、22年度は突出して繰出しが増えておりますけれども、これは、21年度の病院会計の収支悪化に対する補てん分と、それから、22年度単年度で見た改革プランに対しての収支が悪くなったと、これをあわせて財政支援に係り6億4,000万円ほど繰り出してしておりますので、ほかの年度に比べましてかなり高額になっております。

○吹田委員

この表の中で、平成19年度から22年度まで、基本的には、財政支援の繰出しと、それから、不良債務の解消を立てているということで、全体的には35億円ぐらい入っているのですが、これは完全に市税が出ていったという形で見てもよろしいのですか。

○（財政）笹山主幹

財政支援に係る繰出しと過去の不良債務解消に係る繰出しについては交付税措置がなされませんので、全額、純粋な一般財源での負担ということになります。

○吹田委員

結果的にこれだけ出せたということは、財政上、均衡を保つ上で頑張っているのですが、財政的にはそういう力があつたと考えてよろしいのでしょうか。

○財政部長

毎年度の予算説明を思い出していただければ結構かと思いますが、収支の均衡がとれない中で、いろいろな借入れなどの手だてをしてやりくりしているという実態にあります。決して、病院事業のこの繰出しに耐えるだけの余力があつてそういう財政状況で来たということではございません。

○吹田委員

これは、今後、新市立病院ができるという期待もあるのですが、潤沢に行った場合はそういうものを別に出せると私は考えていまして、そういうものをまた非常に使う面がたくさんあるので、やはりそういうところに活用できるような財政力を持ってもらいたいし、また、そういう体質を持ってもらいたいと思っています。市長はこれでおやめになるのですが、そういう形で今後できると考えますか。これだけのものを簡単に出せると、私は思っていますから。

○市長

今までのいろいろな努力の結果、こういった繰出しができたわけでございまして、これからどういうふうに移していか、逆に言えば、病院でいっぱいもうけてもらって一般会計に繰り出してくれば一番いいのですが、そういうふうになるように常に自助で頑張ってもらえれば一番いいので、そうなるように期待しておりますけれども、できるだけ新市立病院で健全な経営ができるように大いに期待したいというふうに思います。

○吹田委員

今、市長からも、病院事業には健全にやっていただいて、今までいっぱい入れたものを一般会計に返してもらって、そして、ここでいい事業をやる、そうしていきたいと。そういうふうにご期待しておりますので、ぜひそのように頑張ってくださいと思います。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。